

ドイツにおける自然保護・景観育成の歴史的発展過程と法

——ライヒ自然保護法 Reichsnaturschutzgesetz vom 26. 6. 1935 への道——

北 山 雅 昭

はじめに

- 一 風景式庭園と土地美化運動時代
- 二 郷土保護と初期の自然保護運動
 - (一) シーベンケビルゲ Siebengebirge 保護運動
 - (二) 郷土保護 Heimatschutz 運動と自然記念物保護 Naturdenkmalschutz
 - (三) リュネブルガー・ハイデ Lüneburger Heide
 - (四) ドイツにおける国立公園 Nationalpark 設置

についての議論

- 三 国による自然保護と景観育成 Landschaftspflege・国土計画 Landesplanung への発展
 - (一) 景観育成 Landschaftspflege 理念の端緒
 - (二) ハンス・ショヴェンケル Hans Schwenkel による景観育成・国土計画概念の展開
 - (三) 法制上の展開
 - (四) ライヒ自然保護法の成立

ドイツにおける自然保護・景観育成の歴史的発展過程と法 (北山)

はじめに

自然保護 *Naturschutz*・景観育成 *Landschaftspflege* は、ロマン主義運動の産物、すなわちドイツにおける農業社会から工業国家への構造変化の過程で発展し、自然環境の衰耗ないしはその危機の増大に抵抗しようとしたロマン主義運動の産物だとされている。⁽¹⁾

二〇世紀初頭の郷土保護、民族性の持つ諸力による芸術生活の革新に努力したハイデルベルク美術大学教授で、後に同大学学長となったシュルツェ・ナウムブルク *Schütze-Naumburg* は、その著書において次のように問うている。⁽²⁾

「工業は諸国すべてを占領し、可能な限り短期間のうちに可能な限り多くの金銭的価値を引き出すことしか考えていない。やすやすとそして無謀に破壊されたものの損失がいかにほどのものかという計算は行われなかった。工業施設をも美しくかつ調和的に構成する可能性については考えられなかったのである……

景観を構成するこうした方法は、唯一正しいそして不可欠な方法だったのか？ ……新たな経済制度は、この道をとることを不可避的に強制したのか？ あるいは新たな諸目的と古い信頼のおける方法を統一することが可能だったのであろうか？ 始まっているような景観美の荒廃は、収益を高めることに寄与するものなのであろうか？ 結局のところ、公共の福祉と国民の福祉は、こうした景観美の荒廃と矛盾しないのか？」

工業社会への移行は、工業施設の数及びその規模の加速度的成長、ならびにこれに相應する環境に対する影響によって特徴付けられる。W・メケライン *W. Meckelein* 教授は、工業時代を、「……人間の文明史においてこれまでに、まず一番最初に、すなわち紀元前四〜五世紀の定住と高度文明の創造への移行に際して体験したような生活の根本的

変化」と特徴付けている。⁽³⁾工業時代は、技術的・経済的なエネルギー放出のみならず、精神的なそして社会的なエネルギーのきわめて大規模な放出をもたらした。

一七七六年には、イギリスでワットの最初の蒸気機関が動き、一八六六年にはジーメンスの最初の電気発動機が、そして一八六七年には最初のオットー機関が動いた。鉄道建設、道路建設、石炭と水力をエネルギー源とする諸工業の発展、等々。中世から近世にかけて家畜の放牧、あるいは唯一の燃料源としての森林は、ヨーロッパ各地で徹底的に破壊されてはいたが、また裏面では石炭などの登場により森林伐採の速度が緩んだことも確かなようである。それだけになおさら、それに代わって人間のその他の生活領域が工業区域という癌の成長のもとで死んでいったのである。

人間の生活領域のかくも多面的で重大な危殆化を招いた原因は何か？ この点につきアルフレート・バルテルメス Alfred Barthelme は、以下の点を指摘している。⁽⁴⁾

第一の現象は、この時代以来の全ヨーロッパにおけるほとんど指数関数的な人口増加である。人口増加は、とりわけ森林伐採による開拓、未利用地の開墾と土地改良による農業生産の増大を強制したのみならず、産業上の生産力の増大、新たな住居と職場の創出をも強制し、これによって建築・耕地面積の膨張をもたらしたとする。

第二の現象は、蒸気機関、オットー機関及び発電機を通じての石炭、石油及び水力からのとつもないエネルギー放出という、一世紀という短期間のうちに発展した技術的可能性である。かかる技術的可能性は、自然の需要をはるかに越える生産の増大をもたらすと共に、工業用の建築物や交通のための景観領域についての生産増大に見合うべく、高められた消費をもたらした。経済的な新たな諸々の可能性と利得が得られるという見込みが有する魅力は、同胞と同胞が持つ自然な生活領域についての欲求への配慮を押しやってしまった。

第三の要因は、生態系的全体性を示している住民共通の公共的生活領域と、土地所有権ならびに多くの大地主の処分の自由との間における矛盾である。生態学的に一体のものとして取り扱われるべき空間が行政区域により、そしてとりわけ土地所有権によって分割され、所有権者の自由委ねられているが故に、保護を困難にしたのである。

これら三つの展開過程は、生活領域を共有する住民にとって直接的な体験であった。それは本能的に不安を感じる体験であったので、同じくらい自然に防衛反応を生じさせた。当初は意識されていなかったが、その後徐々に明確に意識されるようになったかか防衛反応の目的は、一方では、まだ利用されていないかあるいは破壊されていない景観の「残存部分」の維持であり、他方では、文化景観の経営管理上、ならびに美的な計画的改良であった。

自然・景観の荒廃と醜悪化の驚くべき姿に直面して、様々な問いが提起された。即ち、人間生態学的な自衛はどこで試みられるべきか？ 自然景観に対してか、文化景観に対してか？ 生活領域の外に残されている予備の部分 Reserven に対してか、すでに生活領域として組み込まれている部分に対してか？ より保護に値するのは何か？ 自然景観か、あるいは文化景観か？

もっともここであげられているような分類は、少なくともヨーロッパ地域においてはきわめて困難であり、また不要なものでもあろう。もし分類できる景観部分を小さく充分に選び出すとすれば、文化景観の中においても自然・文化の諸区域からなるモザイク状の構造が想定されることになる。また、両景観のうちいずれがより保護に値するかという問いは、別の観点に基づいても提起することができる。即ち、文化景観には、多くの世代による人間の知性、エネルギーそして勤勉さが投入されている、という観点である。もしそれが文化景観のためになるのであれば、本来、文化景観は、自然景観、つまりは「未開の景観」よりも保護に値することになる。⁽⁶⁾

自然景觀に対するきわめて破壊的な侵害を押しとどめようとする試みは、以前から繰り返し行われてきた。中世から近世にかけては広大な森林が王家の御料林として保護されていた（たとえばウィーンの森は、ハプスブルク家の御料林であった⁽⁷⁾）。また、貴族のための狩獵場として生き延びていた原生林もある（例えばベルリンのグルーネヴァルト）。あるいはまた、原生林や沼地を保全する事でこれを敵に対する集落の防衛線として活用したり、大潮から海岸線を防護する必要から一定の保護措置が施されたりした。

しかし倫理的あるいは美的な動機からする野外景觀の保護・育成に対するはつきりとした関心は、一定の精神的潮流の影響の下に比較的遅れて發展した。ドイツにおける自然保護、景觀育成あるいは緑地保護などを含めた国土の保護・育成の起源をいつに求めるかは、困難な問題であるが、少なくとも産業上の進展に伴う社会的變動にその契機を見いだす点では異論なからう。ハノーファー大学教授コンラート・ブーフヴァルト Konrad Buchwald は、ドイツにおける自然保護・景觀育成の歴史的發展を4つに時期区分しその概観を試みている。⁽⁸⁾ すなわち、「1 風景式庭園と土地美化運動時代（一七七〇〜一八三〇）」、「2 郷土保護と初期自然保護運動時代（一八三〇〜一九一九）」、「3 国家業務としての自然保護と景觀育成実施時代（一九一九〜一九四五）」、そして「4 総合的国土育成の途上時代（一九四五年以降）」である。本稿では基本的にこの区分に従いつつ、より詳細にその發展過程を後付けしようと思う。以下若干の事例を紹介し、自然・景觀保護の動機付けについてふれる。さらに、今日ドイツにおいて国土育成 Landeskpflege という上位概念のもとに包括される自然保護、景觀育成なる概念が如何なる経過をたどり形成されたのか、その過程で登場する法律の意義を概観しておく。これはまた現在、日本においてわれわれが直面している自然保護の課題の認識と、日本の自然保護法制の背後にある自然觀の別袂、問題点の解明とその解決の方途を探るにおいて重要な手がかり

を与えてくれよう。

一 風景式庭園と土地美化運動時代

この時代の人々は、景観の中に「自然的なもの」を求めた。すなわち人間生活や社会の中で失ってしまったと考えられた自然を捜し求め、これを庭園 Garten や公園 Park の中に再現しようとした。

まず一八世紀のイギリスにおいて、当時のバロック的な庭園の「非自然」(Unatur) に対するアンチテーゼとして「景観庭園 Landschaftsgarten」運動が起り、造園の中で、野外自然の絵画的景観にできるだけ近づこうとする努力が行われた。この時代の「自然へ帰れ」の声をコンラート・ブーフヴァルト Konrad Buchwald は、絶対主義からの政治的忌避、封建的及び経済中心的束縛からの解放と合致するものと評価している。

イギリスにおけるこうした動きはドイツにも及び、ヴェルリツァー・パーク Wörlitzer Park を生んだ。これは、フランツ・フォン・アンハルト・デッサウ侯爵 Fürst Franz von Anhalt-Dessau (一七四〇—一八一七) がイギリス旅行に際して受けた刺激に基づき計画・実行したものである。ドイツにおける運動も同じく、フランス風の庭園形式からの転換によって根拠付けられたのであるが、ルソーのより大きな影響、そしてドイツにおいて大きく開花したロマン主義運動による解放的な時代思潮によるところが大きいと評価されている。⁽⁹⁾

ドイツにおけるイギリス式景観庭園 englisches Landschaftsgarten の指導的理論家は、キール大学の哲学、美学の教授ヒルシュフェルト Christian C. Lorenz Hirschfeld (一七四二—一七九二) であった。一七六七年に彼の哲学上の名著『田園生活 Das Landleben』が出版され、一般に広く読まれた。彼はこの中で、田園生活の現実ではなく、

田園生活の道徳学 Moral すなわち都会人による自発的な田園生活の道徳学を記した。彼は、「都会の不快さ」に悩む富裕な市民に次のように呼びかけている。

「都市よ、美しい時間の喜びに目覚めよ、そして田園での喜びに加われ！

憂鬱な冬の不快さを背負った人々は、都市の壁を後にし、春の広野へやって来る。そこでは至るところ喜びの花が咲き、天空は新鮮な快活さを持って微笑む・・・

私はすでに田園生活の友が次々と都市から逃げ出し、別荘に赴くのを目にしている。

・・・

ここ田園でわれわれは自然全体と、そしてその創造者と語り合う。われわれは創造者自身を彼の作品の中に見、それらの中に感ずる。⁽¹⁰⁾

自然の観察は、精神の滋養である。」

彼はまた、「国土美化」に触れ、美化は同時に改良を意味するとし、「良く造られた土地ほど利用が豊かで魅力的な姿のものはない」と述べている。当時の造園学に重大な影響を与えた彼の名著「造園理論 Theorie der Gartenkunst」(全五巻 一七七九―一七八五)は、この点につき次のように述べている。すなわち、彼は庭園や公園以外にも田園の屋敷、村落、墓地、道路などの造成を含む景観全体の美化について言及し、樹木や灌木は「同時に一定の所有権を明示し、地域社会の向上に資すると共に、農地を風や砂の暴威から安全に守り、牧場では小屋の代わりをなし、肥料を効率化し土地の収穫を増加させる」と述べている。

「造園術は自然と密接に結びついているが故に、造園術自体がある変更の加わった形態の自然そのものであるよう

に思われる。そして造園術の第一の、最も重要な職務は、美しい自然の諸々の対象を取り扱うことである。．．．自然の諸々の対象のもつ庭園にふさわしい諸特徴のうち、．．．われわれの考察は先ず第一に大きさを必要とする。

われわれは制限を憎み、広さと自由を愛する。．．．山、岩壁、広々とした水域、森林といった景観全体の光景の何と爽やかなことか！ 魂全体があらゆるものを包み込むためにすべての力を緊張させて広がっていく。．．．

規模と多様性とは近い関係にある。当該地域が広さを有している場合に、その地域はこの多様性と変化を持つのである。広さと多様性の調和した結合によって景観におけるそして庭園における最も完全な作品が生まれるのである。．．．

広さと多様性とは、美しさによってその最終的な完全さを獲得するのである。⁽¹¹⁾

さらにヒルシュフェルトは、景観における動物の役割についても言及し、動物相をも含みこんだ自然庭園を構想していた。

「自然がその美しい景観に与えるのはとりわけ諸々の種類の動物によってである。そして造園家は、自然に倣うことを怠ってはならない。彼は、木陰や水、どこにでもある罌を防止することによってその区域に非常に多くの野鳥を引きつけるであろう。ヨルウグイス、ウズラ、ヒバリその他、土地に元々いる鳥たちがわれわれの庭園で客として保護され巢を作るだろう。沢山の鳥たちと和やかな出会いを持つことは庭園所有者にとって楽しいばかりでなく、また名譽でもある。⁽¹²⁾」

この時期の作品としては、一七八九年に完成したミュンヘンのイギリス庭園 Englischer Garten やシャルロットテンホーフ Charlottenhof さらにベルリンのティーアガルテン Tiergarten などがある。

以上のような思想及び作品に強く影響されて、ドイツの南北、とりわけバイエルンとプロイセンに「国土美化運動 Landverschönerungsbewegung」が高まった。これは、造園家、建築家、農林学家が政治家や諸侯と共に、緑の美しい、新しい原理に基づいた、そして経営的にも収益の多い健康的な景観を創造しようとするものであった。⁽¹³⁾

バイエルンにおけるこの運動の代表者はグスタフ・フォアヘル Gustav Vorherr であった。フォアヘルはイザール州 Isarkreis (今日のオーバーバイエルン) の建築監督官の地位にあり、この地域の国土美化運動を指導した。ベルリンとパリの芸術大学に通い、ドイツ、イギリス、フランス、スイスそしてオランダを旅行して得た知識に基づき、建築監督官として活動する傍ら、自らの国土美化の理念を展開していた。彼は出費の嵩む封建的庭園を次のように批判している。⁽¹⁴⁾

「莫大な資金を必要とし、通常は何の役にも立たない公園を作り、ここに無目的で悪趣味な建物を建てる代わりに、村々をそして国土全体を美化することのほうが、はるかに価値のあることである。」フォアヘルは、国土美化を次のように定義している。

「あらゆる技術の頂点に位置する国土美化技術は、一般に、最高の段階における土地の広域的な全体建築を内容とする。それは、人間がより良くより理性的に居住するための理論であり、これにより土地を新たに占有し、より賢明に利用しなければならぬ。……」

真の国土美化または土地の美化は、農業、造園そして建築術が、一体となって、各々のためではなく、共同の物事のために機能する場合のみ成立するのである……

非常にすばらしいつくりの家と農場にいる親切で幸福な住人、より美しい都市、村そして田畑、より良い市民・美

化された国土と改善された民族、美化された大地と教化された人々ノ 宗教や政治ではまとまらない人々も、建築様式を整理し、確かな秩序と清潔さを単に個別的にはなく一般的に広め、幸福を促進し、祖国への愛を高める国土美化の点では一致するであろう。それ故この部門は、将来、人間の幸福の新たな基礎とみなされるであろう。⁽¹⁵⁾

彼にとって国土美化と国土改善の作業は政治的社会的事業でもあり、美しい環境を創出することによって人類を發展向上させ、より良い、より豊かな生活を享受せしめようとする思想が背景にあり、それ故に彼の運動は、自由主義運動の一部でもあったと評されているのである。⁽¹⁶⁾

二 郷土保護と初期の自然保護運動

工業化の進展に伴う野外景観の破壊と、工業地域における公衆衛生上の要求が高まるにつれ、国土美化の課題は後景に退き、代わって郷土保護運動、景観保護運動が生じた。

(1) ジーベンゲビルゲ Siebengebirge 保護運動⁽¹⁷⁾

一九世紀前半のドイツにおける自然保護運動の端緒を切り開いたのが、このジーベンゲビルゲ保護運動である。ジーベンゲビルゲは、多様な景観像が緊密に調和を保っている地域として今日なお有名である。KoblenzとBonnの間にあるこの狭い谷とその傾斜地では、葡萄栽培とワインの製造の他、地下資源として特に建築用石材を供給していた。その山々の多くは粗面岩あるいは砂岩を火山性の玄武岩が覆う円頂丘をなしているのだが、これらの岩石は建築用石材としての需要が多く、とくに山頂部分やライン川まで傾斜している急斜面で掘削された。そこにはまた多くの城や廃虚があった。

Bonn 近郊の Königswinter で八人の（後一五人）採石親方が採石組合を組織した。かかる採石業者たちと自然愛好家・旅行者との間の数十年に渡る争いの焦点となったのが Drachenfels であった。ここにあったロマン主義的な廃城を中心に掘削が行われた結果、城壁と岩肌は葡萄山の下方へ河岸に達するまで崩壊するに至った。この間の経過は次のように紹介されている。

「ロマン主義的な田園詩のような、そして高潔な愛国心をともなうこの山に、一八二七年破壊が迫った。Königswinter の採石親方組合は、Drachenfels を買い取った。かれらにとって Drachenfels は当然のことながら開発の対象であった。その石が有用であることは、ケルン・ドームの建築師も知っていた。かれは Drachenfels の古いドーム用の石切り場から大喜びでドーム修復用の石をとったことである。大小さまざまなバロック様式の建築物に石材を提供したライン川沿いの Wolkenburg へらしい、ほど良い高さの採石場は、一八世紀末にはすでに採石し尽くされていたのである」⁽¹⁸⁾。

この地域の採石権をほぼ取得したこの採石組合は、最初一〇〇人の、そして後には二五〇人にのぼる労働者によって作業を開始した。これに対してジーベンゲビルゲの景観の愛好家は、実力阻止の構えをとり採石組合と暴力的衝突を招いた。組合は廃虚と採石場を閉鎖した。Bonn 及び Köln の自然愛好家と採石業者との間のすさまじい衝突は、戦鬪的な事件の発端となった⁽¹⁹⁾。ある自然愛好家は、Bonn の週間新聞で次のように抗議した（法律関係等不明な部分が多いがそのまま引用しておく）。

「これまで、その保全に協力してきた廃虚の愛好家たちの注意をわれわれは以下の法的問題に向けさせねばならぬ」と考えている。

(1) 公衆は、財産が時効となったために、Drachenfelsの散策路を妨げられることなく利用する権利を持たないのか、またこの点に関して土地の購入者は本当に無制限の所有者なのか、そうではなく散策はむしろ山の地役権なのか？

(2) 山の閉鎖は、1年以内に明確な権利侵害を理由に提訴されねばならない、公衆に対する財産権の妨害といえるのかどうか？⁽²⁰⁾

土地所有権、世襲使用権、用益賃貸借契約及び営業権など複雑に絡み合った権利関係についての、採石業者、近隣市町村、州当局およびプロイセン政府間の長年に渡る綱引きの後、プロイセン内務大臣フォン・シュックマン von Schuckmannと大蔵大臣フォン・モッツ von Motzは、国王にDrachenfelsを収用し、土地所有者に補償金総額一萬タラーを支払うことを提案した。

「その円錐丘と廃虚が Bonn 上流のライン河岸に絵のように非常に美しい姿を与えている Drachenfels の採石場は、長年の権利紛争の後に私的所有権が認められてから、労働者自身やあたりに散在する地所、さらには山裾に伸びている街道の利用に対してきわめて危険な仕方で、それも陥没や廃虚の完全な破壊を近いうちに生じさせるに違いない仕方で開催されている。このために内務大臣たる私は、今後の操業を暫定的に禁止し、将来的に整序されるような提案を必要とせざるを得ないのである……」

所有権者は、その利用を禁じられた場合にはその間補償を受けねばならないので、われわれは国王陛下に以下のことを謹んで提案申し上げる。即ち Drachenfels の円錐丘、そこにある廃虚及び公共の安全を促進するために合目的な周辺を国有財産として取得し、この目的のために所有者と交渉を始めること、このことを提案申し上げる。⁽²¹⁾

この提案につき国王は熟慮の末、一八二九年五月三日に同意した。収用は国家元首のみが、かつ法律に基づいてのみ行うことができた。この場合法律とは Code civil 第五四五条であり、同条によれば公共の福祉がそれを必要とするのであれば誰も自らの所有物を譲渡することを強制されることはできないとされていた。本件の事態がこれに該当するかどうかは、第二条に従い国家元首、即ち国王が決定した。

「景観像を当時のまま維持しようと思ふものは、石工が訴訟提起しうることを阻止しなければならなかった。政府が Drachenfels を適宜取得する時期を逃した後は、訴訟の道は閉ざされねばならなかった。誉れとみなされる景観が、同時に重要な経済財でもありうるということは、当時はまだほとんど考えられなかった。公文書に述べられている Expropriation (収用) による Conservation (保全) は、経済的にも割にあつたものであつた。⁽²²⁾」

しかしこれで紛争に決着がついたわけではなかった。

「Drachenfels は、官庁による最初の保護地域であつた……ジーベンゲビルゲの他の場所ではとくに Stenzelberg や Flanken の Wolkenburg で採石業は続行された。これらは五〇年後には絶望的なまでに荒廃してしまつた。七〇年代、八〇年代には、玄武岩の採石が激しくなり始めた。今や玄武岩の山の順番がきた。堤防、運河及び道路建設のための玄武岩に対する需要は、とてつもないものであつた。玄武岩の採石においては短期間に大量に取得することが課題となつた。より暴力的に、より節度なく、そしてより急速に玄武岩の山の破壊が進行した……」⁽²³⁾

かくしてジーベンゲビルゲ愛好家たちの間には、大きな怒りが生じた。彼らの代弁者である Bonn の弁護士 Humbroich は、一八八六年に「ジーベンゲビルゲ救出協会 (Verein zur Rettung des Siebengebirge)」を設立した。この協会を中心とした景観破壊反対運動に対して採石場所有者は、一八八六年一月一九日の小ケルン新聞で次のように

反論している。⁽²⁴⁾

「われわれはドイツの地のこの魅力ある土地の美しきに対する熱狂を共有するものではあるが、しかしわれわれは、所有権の概念、即ち自由裁量で思い通りに扱うことができ、侵害があったときには罰せられるこの権利をより高く評価している。わが秩序ある国家において確固として安全に保護されている所有権をわれわれは動揺させることを望まない。そのような努力に対するわれわれの解答はこうである。それは馬鹿な真似だ！」

数カ月のうちに数千人の新たなメンバーがこの協会に加わった。そして Petersberg の保護が問題となったが、皇帝の拠出金に俟、Bonn、Köln の両市の拠出金、ならびに二度の富くじの売上を加えてこの山も買い取られることとなった。Hardenberg はこの間の事情を次のようにまとめている。

「Drachenfels の救出のため、景観美のそして愛国的な論拠が利用されていたが、ジーベンゲビルゲ全体の救出のためのキャンペーンではまた、社会的諸根拠も示された。即ちジーベンゲビルゲは、Ruhr や Wupper で働く人々にとっての保養地域だという根拠である。・・・ Drachenfels は観光の山と化した。毎年百万枚以上の絵はがきが準備される。しかし休暇中のピーク時の混雑ぶりにも関わらず、Drachenfels は依然として貴重な景観部分、その姿が一九世紀の衝動から形づくられた景観なのである。・・・無比に美しい景観を国民の所有物として維持し育成することは、国民の義務であるという思想はアメリカの Evangelin や Hiawatha というすばらしい詩に初めて表現された。アメリカはドイツよりも早く国立公園を持った。ドイツでは一八九九年の国王の勅令によってジーベンゲビルゲに最初の自然公園 Naturpark が築かれたのである。⁽²⁵⁾」

(2) 郷土保護 Heimatschutz 運動と自然記念物保護 Naturdenkmalschutz

(a) ルドルフと郷土保護運動

ドイツにおける科学的民俗学の創始者であり、ミュンヘン大学教授及びバイロイト博物館の館長でもあったヴィルヘルム・ハインリヒ・リール Wilhelm Heinrich Riehl は、この時代の自然保護思想の精神的開拓者と評価されている。⁽²⁶⁾ 彼は、「ドイツ民俗の自然史」(一八五二)という著書の中で、森林と原生地域を維持する権利を持つことは進歩の実証であるとして、次のように述べている。

「農地の権利を確立するためには実に一〇〇年の歳月を要した。今日この農地の権利と並んで原生地域確保の権利を守ろうとする進歩的事業に反対するものがある。しかし森林のみならず砂丘、沼地、荒蕪地、岩石や水河遺跡などすべての原生地域と荒野とは、開発された耕地にとって必要な補足物なのである。ドイツには未だ多くの原生地域が残っていることを喜ばなければならない」。⁽²⁷⁾

一九世紀後半における自然保護法上の成果としては、一八八〇年四月一日のプロイセン耕地・森林警察法 Feld- und Forstpolizeigesetz⁽²⁸⁾ の制定を挙げることができる。同法は第一八条において、あらゆる種類の園設備 Gartenanlage、葡萄畑、果樹設備、苗木仕方場、国の養樹園、畑、牧草地、牧場、広場、水域、街道または堀から、果樹園果実、農作物またはその他の土地生産物を窃取した者に、一五〇マルク以下の罰金刑もしくは拘留刑を科すものとし、また第二四条では、無権限で带状草原、街道、牧場への家畜通路上等に生育している草またはその他の家畜の飼料を刈り取ったり、樹木、灌木もしくは藪から葉を摘み取りまたは枝を折った者はそれによって損害が生ずる限り、一〇マルク以下の罰金刑もしくは三日以下の拘留に処するものと規定している。同法は、第二五条乃至二九条などから読み取れるように、基本的には農・林業経営を直接の保護の対象とし、これを侵害し、損害を加えるものに対して一定の刑罰

を予定しているものであるが、しかし間接的には森林、あるいは動植物の保護にも道を開いている。例えば、第三三条は、「刑法典第三六八条一一号の場合を除き、他人の土地で権限なく狩猟禁止鳥類を捕獲し、鳴禽類を捕獲するための罾その他これと同様の装置を設置し、鳥の巣を破壊しまたは鳥の卵もしくは雛を取り去る者は、三〇マルク以下の罰金刑もしくは一週間以下の拘留に処する。」と規定し、また第三四条は、「刑法典第三六八条二号の場合を除き、有用動植物の保護のためまたは有害動植物の絶滅のため発せられた警察命令に違反した者は、一五〇マルク以下の罰金刑もしくは拘留に処する。」と規定している。前者は一八八八年三月二日の鳥類保護法の先例をなすものである。また後者は、人間による利用という観点から有用動植物と有害動植物という概念を措定し、有用動植物に限っては、警察命令による保護の道を開いた。「ただし、この法律が直接に自然保護（景觀地域の保護、ならびに動植物の保護）のために機能するのは、四〇年後の一九二〇年七月八日の同法改正法³⁰により第三四条が改正され、「自然保護」が条文上明記されて後のことになる。」

また、一八八八年三月二日のライヒ鳥類保護法 *Gesetz, betreffend den Schutz von Vögeln, Vom 22. März 1888.* は、第一条において、「鳥の巢もしくは孵化所を破壊し、または奪うこと、卵を破壊しまたは奪うこと、雛を奪い殺すこと、これらの禁止に違反して取得された巢を市場に出し販売すること」を禁じ、さらに第二条では以下の行為もまた禁じられるものとした。

「(a) 夜間、とりもち、罾、鳥網または武器による鳥の捕獲及び殺戮。日没一時間後から日の出一時間前までの時間を夜間とみなす。

(b) 土地が雪でおおわれている間のあらゆる方法による鳥の捕獲。

(c) 麻醉性のもしくは毒性の成分を混入した穀粒またはその他の飼料を使用した、または外部から見えない囲を使用した鳥の捕獲。

(d) 罾の鳥かご及び罾の箱、梁、大規模な罾網及び引き網の使用、ないしは可動で携帯用の網、土地に固定した、または畑、藪、ヨシタケあるいは通り道を横断して固定された網を使用しての鳥の捕獲。」

そして、これらの規定に反する行為に対しては、一五〇マルク以下の罰金刑または拘留をもって臨み、場合により取得物及び捕獲装置の没収を合わせ科することができるものと規定している。

鳥類保護法は、一九〇八年五月三〇日の改正法により強化され、鳥類の販売のみならず、購入及び売買の仲介をも刑罰の対象とした。

しかし以上のような一部先行する法律を別として、一九世紀後半から二〇世紀初頭にかけて、ドイツの自然保護に大きな影響を与えたのは、一方で郷土保護運動であり、また郷土保護思想に規定された自然記念物保護の思想であった。国民的課題としての自然記念物育成の強調、及び同じ動機付けに発する郷土研究との関連付けの強調の中には、当時明確な輪郭を示していた郷土保護に対する強い共感が反映している。

郷土保護を主眼とする自然保護を自覚的に主張し、運動のイニシアティブをとったのは、ベルリン音楽大学教授エ른スト・ルドルフ Ernst Rudorff (一八四〇―一九一六)であった。彼のその後の社会参加にとつてのきっかけとなったのは、耕地の整理統合(耕作を容易にするための小土地の耕地整理)と共同体(Allmende)村落住民の共同所有地の分割という南部ハノーファーのかれの農村的郷土の「合理化」体験であった。一八八〇年のプロイセン年鑑に、彼の論文「近代生活と自然との関係」が出ている。⁽³³⁾それは、慣れ親しんだ郷土の像をだんだんと破壊している物質主義

的な時代精神に対する激しい告発である。

「自然およびゆつくりとした歴史の摂理を生ぜしめる拘束のない融合へと景観の諸要素が結び付くところに、絵画的で詩的な景観が生まれるのである。・・・」

北ドイツや中部ドイツではこの意味で、耕地整理統合と共同体分割の折りに、変化に富む優雅な国土を、できるだけ草木が残らないように伐採された規則的に四分された地域図に改造する努力が行われている。・・・」

ただしドルフは、一切の耕地整理を自然景観を破壊するものとして否定しているのではない。耕地整理による経済的効率化をも積極的に承認しているのである。

「農地の整理統合は、耕作の統一を可能にし、それによってより高度な土地耕作への努力を勢いづけそして排水路の整理等によって、直接的には否定できない経済的利点が当然に伴っているのである。たいていの場合この利点は、まわりくどい手続き全体が生じさせる重大な費用と釣り合わないし、そして結局は、一部の豊かな人々が得をし、その他の者たちは損害をしい込む結果となる。だがしかしわれわれはこの点をさておき、非常に多くの共同体にとって事態そのものの望ましさを認める。何故、景観の美しさを犠牲にすることなく経済的に必要なことを達成できないのであろうか？」

一八八六年に彼は、ある誓願の中で古い樹木、泉、小川、滝、丘陵、岩壁等という景観の特徴を保護することを訴えた。しかしその際彼にとって常に重要であったのは、郷土の生活領域の像とその無欠性であり、対象の学術的価値ではなかった。一八九七年に彼はある論説の中で、かかる課題に対して「郷土保護 Heimatschutz」という言葉を用いた。⁽³⁴⁾一九〇四年三月三〇日には、彼の主導の下、ドレスデンで「ドイツ郷土保護同盟 Deutschen Bundes Heimats-

chutz」が創立された。その事業目的は次のように規定している。

「ドイツの郷土を自然な、歴史的に成立した特性において保護することが当同盟の目的である。…（また当同盟は）特に自然の保護、すなわち固有の動植物及び地質的特性（自然記念物の育成）ならびに景観像の特性を守ることに努力し、建築物、可動物および街路や農地の名称の保存と育成（記念物育成）、伝統的な田園及び都市の建造物の育成と保存、変わり易い民族芸術、習慣、言語、祝祭、衣装の育成に努めるものである」。

同盟の活動範囲としては、以下のことがあげられていた。

- 〔1〕 記念物保護
- 〔2〕 農村及び都市の伝統的な建築様式の育成と現存建築物の維持
- 〔3〕 廃虚を含む、景観をなす自然の保護
- 〔4〕 その土地固有の動植物界ならびに地質学的な特徴の保持 (Rettung)
- 〔5〕 可動の対象の領域における民衆芸術
- 〔6〕 習俗、風習、祝祭、民族衣装⁽³⁵⁾」。

(b) 自然記念物保護運動の進展

郷土保護運動の進展と並んで、この時期の自然保護に大きな足跡を残したのは、「自然記念物」保護運動であった。景観の育成による自然保護の一つの道である自然記念物保護もまた、工業化による、そしてまた、「合理的な」農林業による景観の驚くべき荒廃と徹底した略奪そして醜悪化を出発点としている。自然記念物保護という手法は、最初

から、対象の多様性と遍在性を前提としており、対象として想定される数からも、決して今日的な天然記念物に限定されるものではなかった。

「Naturdenkmal (自然記念物)」という語は、アレクサンダー・フォン・フンボルト Alexander v. Humboldt という指導的な自然学者の造語と考えられているようであるが、しかしこの概念が後に得た大衆性は、過去の理想化を伴うロマン主義に根を持つ一九世紀の精神性との関わりからより良く理解できるのである。もっとも、郷土保護運動共々ロマン主義的時代精神に強く規定されながらも、以下にみるようにこの運動は、保護すべき対象の学術的意義をできるだけ強調することにより、一九世紀の精神性の他の部分、すなわち合理主義をも利用したと評価されるのである。⁽³⁶⁾

自然記念物保護の発展史上傑出した人物は、フーゴ・コンヴェンツ Hugo Conwentz である。彼は、ブレスラウ Breslau 大学およびゲッティンゲン Göttingen 大学に学び、ブレスラウ大学で植物学の博士号を取得し、一八七九年には二四才の若さで、新しく設立された西プロイセン県博物館 Provinzialmuseum の館長となった。そして一八九二年に出版された「西プロイセン県におけるセイヨウイチイ——絶滅する森林樹 Die Eibe in Westpreußen, ein aussterbender Waldbaum」や「森林植物学備忘帳 Forstbotanisches Merkbuch」(一九〇〇年)、「自然景観、及びその植物・動物界の保護 Schutz der natürlichen Landschaft, ihrer Pflanzen- und Tierwelt」(一九〇四年)などのいくつかの基本的な学術上の仕事によって名を成していた。さらに彼を中心とする人々は、長年にわたる作業の中で、注目に値する個々の景観要素と小領域のビオトープ⁽³⁷⁾、ならびにこれまでの、また部分的には一九世紀前半までの保護運動に関する記述を含む立派なリストを編集していた。この資料の印象や国立公園設置に関するプロイセン衆議院で

のヴェテカンフ Wetekamp の主張、ならびに一人の専門家のヒヤリングに基づいて、プロイセンの文化相 Kultusminister フリードリヒ・テオドア・アルトホーフ Friedrich Theodor Althoff⁽⁴⁸⁾ はフーゴ・コンヴェンツに、自然保護措置の必要性和実施に関する覚書を起草することを委任した。

覚書の公表に先立ってフーゴ・コンヴェンツは、一九〇三年に Kassel で開かれたドイツ自然学者・医師協会 Die Gesellschaft Deutscher Naturforscher und Ärzte の第七回大会において講演を行い、準備中の覚書の重要な観点を以下のように要約している⁽⁴⁹⁾。

「比較的最近になってはじめて、『自然記念物』という名称が使われるようになった。それゆえ若干の例によってこの名称を簡単に説明するのがよいように思う。例えば、完全に加工されたシュタインオペリスクが、歴史時代の記念物であり、人の手によって立てられた加工されていない石塊が前歴史時代の記念物であるのと同様に、地球発展のかつての状態にあって、自然によって外から地上にもたらされた捨子石(漂石)は、自然の記念物なのである。そして遠く隔たった文明時代の盛土された墳墓が先史時代の記念物であるように、人間に無関係に生じたすばらしい山や山脈は自然の記念物なのである。同じく、自然の景観やそこに特有な動植物界も、個々の希少な種や個体も自然記念物を意味している……。

これによれば、すでに多くの自然の記念すべきものが消滅してしまい、またその他のものは止まることなく消滅に向かつて進んでいるという深い後悔で、ことごとくの専門家及びものの分かった自然愛好家を満たすに違いない。こうしたことが将来できるだけ防がれるべきだとすれば、自然記念物の計画的な育成が提起する諸課題をあらかじめ要約して述べなければならぬ。

まず第一に重要なのは、自然の記念すべきものを知り、明細目録を作成することすなわち目録と地図に登録することである。・

整理は、例えば学術的諸原則にしたがってではなく行政区画や所有関係に応じて実施できるが、その場合個々の行政官や土地占有者は、自らの領域にある自然記念物として存在しかつ保護されるべきものをそこから容易に排除できてしまう。従って、そのような所在場所の占有関係を規制することが必要である。一般的には以下の三つの手段が示されるが、諸関係の事情によつてそのうちのいずれかが追求されるべきことにならう。

第一は、個人及び団体による自発的な協力という方法である。

第二の方法は、行政の協力に示される。たいていの市町村は、水域、岩石、森林等の相当な所有地を自由に処分できる。それ故ここに存在する自然記念物を維持し続けることを難なく命令できるであらう。Breslau, München, Nürnberg, Aussig, Haag 等の個別の自治体は、すでにこの方向で前進している。・

さらに、国家はとくに、これらの努力を効果的に促進することができる。国家は最大の土地所有者であり、その多様な所有地は国中に広がっているだけになおさらである。行政によるならば、様々な種類の小さな保留地が可能ならば国のあらゆる部分に設けられねばならないであらう。ここでは湖、小川または河川の一部、ここでは海岸の一部、砂丘あるいは終堆石、こちらには湿地、ハイデ、森林、あちらには希少な動植物種の発見地・

第三の方法は、立法の領域でのものである。他の観点で施行された一連の法律は、平行してまたここでの目的にも役立つ・

立法による協力は、非常に望ましくかつ必要でもあるが、しかし努力全体の重点は、行政上のそして自発的な活動

におかれねばならない。これらの活動は、法律が成立するより前に、すぐにでも始まりうるであろう・・・

芸術的文化遺産について実際そうであるのと同様な仕方でも、自然記念物の育成のためにも国家行政に特別な機関を設置するという提案がなされている。専門委員会を付属させられるべきであろうこの官公庁の機関に、自然記念物の存在とその危殆化に関する全ての情報が集まらねばならないであろう。そこから、明細目録の作成のためや、部分的にはまた、その土地の記念物として残すに値するものの保護のためのあらゆる研究の道が開かれなしいしは方向付けられるのである・・・

自然記念物の維持とともに、郷土についての知識そしてまた同時に郷土愛も促進されるであろう。⁽⁴⁰⁾

覚書『自然記念物の危機とその維持のための提案 Die Gefährdung der Naturdenkmäler und Vorschläge zu ihrer Erhaltung』(一九〇四)においては、自然記念物が曝されている消滅の危機に言及した後、「自然記念物」概念の以下の様な定義が試みられている。⁽⁴¹⁾

「・・・原生的な、すなわち文明の影響を全くあるいはほとんど受けていないままの、生命のないまたは生命のある特徴的な、土地における自然物 Naturkörper im Gelände、ないしは原生的で特徴的な、自然における景観の状態もしくは生命の状態で、一般的あるいは郷土的、学術的あるいは美的に傑出して興味深いもの」。

明細目録を作成されるべき対象の選定に関しては、コンヴェンツの見解によれば、アメリカの国立公園は基準たりえない。

「様々な特徴を持った比較的小さい面積を全領域を通じて散在的にその原生的な状態に保つことは、はるかに正しいし実務的にも容易に実施できる。あるところでは湖もしくは三日月湖、そちらには川草原 Flusswiese、浜辺の砂丘

あるいは陽当りのよい丘陵、こちらには漂石、一塊の終堆石もしくは岩塊 *Felsgruppe*、こちらには小さな湿地、ハイデ地または森林等々・・・」

コンヴェンツが自然記念物の保護のための法的手段として考えているのは、所有関係の規制である。国家による全ての自然記念物の買取り、あるいは補償による収用は、財政的及び法的にほとんど実施不可能であることが前提とされている。また所有権をなんらかの形で制限することにつき予想され得る諸々の抵抗に対しては、世論形成が強調されており、とりわけ学校教育を通じて自然記念物保護思想を浸透させる必要性が指摘されている。

「さらに、国家にのみ自然記念物の維持に関心をもたせるのは実際的ではない。むしろできるだけ多くのその他の機関がその味方につけられなければならない。それ故まずもって必要なことは、学校や団体で話し言葉で自然記念物の育成のための理念を広めることであり、子供にも大人にも自然記念物の維持の重要性を教えることである。これは、郷土研究の促進ときわめて密接な関係を有している。」

彼は一九〇四年に自らの教育学上の著作『学校における郷土研究 *Die Heimatkunde in der Schule*』の中でこの問題を詳細に取り扱った。彼はこの中で、周囲を取り巻く環境に関する授業の従来の怠慢と誤った方向付けを批判しているのみならず、このテーマに与する若者を獲得するための多くの提案を行っている。

コンヴェンツは、「自然記念物」概念を極めて広く把握しており、別の箇所では自然記念物という語を、土壌の構成、水域、植物・動物共同体を伴った自然景観全体をも表しうるものとの見解を表明している。このように「自然記念物」保護の課題を広く設定した背後には、時代精神となったこの運動をもって、社会の工業化の波からできる限り多くの自然を保護せんとする彼の意図が読み取れるように思われる。

「将来においても、ハールツ、ザクセン・シユヴァイツおよびその他の傑出した全ての地域が所轄官庁によって、ただ単に個々の事業者の利潤欲にのみ役立つ余計な工業施設から保護されることが引続き望まれるのである。」⁽⁴²⁾

カッセルでのコンヴェンツの講演に続いて、ドイツ自然学者・医師協会 *Gesellschaft Deutscher Naturforscher und Ärzte* の総会は、以下のような結論を承認した。

「ドイツ自然学者・医師協会は、自然記念物の維持のためのプロイセン文化大臣の諸努力を感謝して歓迎する。同協会は、本日の総会でのコンヴェンツ教授の講演で行われた諸提案に同意することを表明し、これらの提案が直ちに実現されることを確信する。」

コンヴェンツの努力によって盛り上がりを見せたこの運動は、一九〇六年には、「プロイセン国家自然記念物育成局 *Staatliche Stelle für Naturdenkmalpflege in Preußen*」の設置という具体的成果をもたらし、コンヴェンツは、その初代局長に任命された。

コンヴェンツにとって自然記念物保護の学術的な意義が軽視されたわけではない。むしろ、彼の内外での数多くの講演も、この点を目標としていた。もっとも彼にとって、自然記念物保護は、まずもって、主権を有する国民国家の課題であった。彼は、この見解をドイツ帝国の代表として招待された一九一三年のベルンでの第一回国際自然保護会議 *Internationalen Konferenz für Naturschutz* での「国家的、国際的自然保護」という講演で主張している。⁽⁴³⁾

「自然保護は、郷土の景観、記念物、風習の中でわれわれに迫ってくる、郷土の持つ愛されている像を保護しようとする郷土保護の一部である。自然保護は国民的レベルの課題である。この国民性の認識においてのみ市民と官庁、都市と農村、要するに国民は、この運動に合流することとなるのであり、われわれの子孫に手つかずの自然領域を

受け渡すために定められる保存地の設定に尽力することになるのである。全ての国々において、そして世界中において自然保護を外から指導することを委任されたセンターを設置しようとすることは、實際的でも、時宜をえたものでもないであろう。要約すれば、自然記念物を自らの領土に有している国家のみがこれを見いだし、保護することができるのであり、国家は、歴史的記念物や芸術的文化遺産の保護を誤っていないと同様に、これらの保護を誤ることはないであろう。民族性の相違や議会議制度の相違は、同じ規則がある国では適用できるように思えるが他の国ではそうではない、ということを引き起こす。憲法及び立法は国によって非常に異なっているので、同じ原理にしたがって自然保護を規律することは考えられない。さらに、よその自律的で文明化された国家領域に自然保護を拡大することは、主権の侵害、すなわちその国家の立法及び行政への介入となろうし、そんなことは受け入れ難いのである。

狭義における自然記念物の保護（自然記念物育成）ならびに当該諸科学の促進は、各々の国家にとつての課題なのであり、国民的課題なのである。その上、『自然記念物』という概念は、国毎、地域毎に多様に変化するということが考慮されるべきである。たとえば、スウェーデンの海岸に非常に多い氷河線条は、その地では保護を必要とする自然記念物ではないが、他方氷河線条がごくわずかしかないドイツの海岸ではそれは自然記念物でなければならぬ。またドイツでは非常に一般的であるヤドリギは、北方諸国では非常に希であり、それ故その地では自然記念物と見なされねばならない。

従つて自然保護は、主として現に国民的課題であり今後もそうであり続けるが、しかし個別の国民によつて論じられ解決され得ない一連の問題が存在することは認めねばならない。かかる問題は、国際的な自然保護組織によるのでなければならず、そうした組織の起源はすでに三〇年以上前に遡るのである。……

・・・「ここベルンでの！」この委員会から全ての国における国民的な自然保護のセンターを創ろうとするなら間違いであろう。逆にこの委員会は、各々の国家がその領域において行う自然保護へのあらゆる介入を避けるべきものである。委員会に固定した本部を与えたり常設の事務所を設置することもやはり合目的ではないであらう。むしろ、委員会が次回の会議を開催することに決定した国の義務は、自国民の自然保護組織にその準備作業を任せるところであらう。かように交互に会議を開催することともなうあらゆる種類の長所は見誤ることができない。私の見解では、毎回、違った視角のもとに別の国で、新たな委員会の諸々の賛助のもとに、国際的な自然保護問題が論じられるのが、この問題に最も役立つであらう。」

一方で自然記念物保護に学術的根拠付けを行ないながら、そしてこれをもって工業化による自然破壊を食い止めようとしながら、その理念的立脚点をあくまでも個別国民の、あるいは個々の民族の郷土保護に求めようとする姿は、狭量に過ぎるように思われるであらう。「自然保護」という言葉を、他の個所では「自然記念物保護」とほとんど同義語として用いながら、上記の「覚書」では「自然保護」の語を避けている点は注意を引く。すでに「自然保護」が「郷土保護」の枠から出ようとしていた当時の人々からも、コンヴェンツの以上のような限定は批判されるところとなる。人々は、「コンヴェンツ的」自然保護を茶化すに至り、Hermann Lönsは、一九一一年にある講演で次のように述べ、郷土保護的志向の殻を破り、よりグローバルな自然保護の必要性を訴えた。⁽⁴⁾

「この一〇年、自然保護についてかなり多くのことが語られた書かれています。しかしその成果を無心に眺めるなら、成果といえるものはその一〇〇〇分の一以下である。・・・若干の小さな個別のものが保護されるのは全く親切なことではあるが、こうした自然記念物に関わる作業は、公共にとって意味を持たない。われわれの有している自然保

護は微微たるものである。これに對して、われわれは自然破壊がもつ圧倒的なグローバルさを認めないわけには行かない。自然破壊は大規模に行われ、自然保護は小規模に行われる。ドイツの景観の恐ろしいほどの醜悪化を目的の当たりにして人々は怒りに齒ぎしりしている。・・皆さんはテウラーが心身を打ち込んで描いた素晴らしい景観をまだ見ているでしょうか？ 皆さんは退屈で、樹木も茂みもない穀物大平原を目にしたのである。・・皆さんは何を見いだしたのか？ 自然保護かあるいは自然保護の常套句か？」

以上、本節で見たように、郷土保護は、当時の自然記念物保護と比較して特殊人間生態学的な目的設定、すなわち人類生存地域の保全を追求していたことは極めて明瞭であろう。他方自然記念物保護もコンヴェンツの見解にみられるように、保護対象そのものをかなり広く設定しながら、その保護目的は基本的には郷土保護の性格を脱していないものと評価できる。しかし、この基本的には同じ性格を持って出発した運動も、活動の量的増加と質的拡大、それに伴う組織的整備・改善に連れて、運動組織体としては次第に接点を失っていった。

以上のように、この時期の自然保護運動には今日的にみて数々の限界を内包させていたことは確かであるが、しかしまたその運動の展開途上において法制上いくつかの成果を生み出したことも事実である。例えば、さきに触れたように一九〇六年にはダンチヒにプロイセン国家自然記念物育成局が設置されている。この事務所は一九一〇年にはベルリンに移り、またその下部機関として各県、郡には自然記念物委員会が設置されその保護活動を開始しているし、同時期にバイエルンでは、自然育成ラント委員会 Landesauschub für Naturpflege が独自に組織されている。また、プロイセンでは、一九〇二年六月二日に「景観として傑出した地区の醜悪化に對する法律 (Gesetz gegen die Vernichtung landschaftlich hervorragender Gegenden. Vom 2. Juni 1902.)」が成立し、⁽⁴⁵⁾ 景観として傑出している地

区の醜悪化を阻止するため、ラント警察当局に、警察命令 *Polizei = Verordnung* を発して、景観像を醜悪にする看板その他の表示物及び図表を、人家の密集した集落の外部において禁止する権限が与えられた。

さらに一九〇七年七月一五日には、「集落及び景観として傑出している地区の醜悪化に対する法律 (*Gesetz gegen die Verunstaltung von Ortschaften und landschaftlich hervorragenden Gegenden, Vom 15. Juli 1907.*)」が成立した。⁽⁴⁹⁾ 同法は、以下のように、建築警察上の許認可を通じて、特に集落地域における景観破壊を防止することを目的としていた。

「第一条

建築及び改築の実施に関する建築警察上の許認可は、これが実施されたならば集落の道路または広場もしくは当該地区の像 (*Ortsbild*) が著しく醜悪化されるであろう場合には、拒否しなければならない。

第二条

地方条例は、歴史的または芸術的に重要な特定の街道及び広場について、当該地区または街道の像の個性が害されるおそれのあるとき、建築及び改築の実施に関する建築警察上の許認可が拒否されるべきものと定めることができる。また地方条例は、歴史的または芸術的に重要な個別の建築物に対する改築の実施、及びかかる建築物の周辺における建築及び改築の実施に関する建築警察上の許認可が、当該建築物の個性もしくは当該建築物がもたらす印象が建築実施により害されるおそれがあるときには拒否されるべきものと定めることができる。

建築設計図に従った建築の実施が建築場所周辺の特色に重要な点で相応しており、かつ地方条例に基づき要求される変更の費用が建築主の負担となる建築実施費用と相応な関係にない場合には、当該地方条例は適用されないものとする。

第三条

地方条例は、看板、ショーケース、表示物及び図表の取付には建築警察当局の許認可を必要とするものと定めることができる。かかる許認可は、第一条及び第二条により建築実施に関する許認可が拒否されるべき要件と同じ要件に

基づき拒否されるものとする。

第四条

地方条例は、特定の土地の耕作、ならびに別荘地区、海水浴場、華やかな大通り *Prachtstraßen* について、他の場合であれば建築警察上許される程度を越える必要条件を定めることができる。

第五条

第二条及び第四条の場合には、地方条例の議決には、専門家の意見聴取があらかじめ行われなければならない。

第六条

第二条に基づき発せられた地方条例に別段の定めがない限り、許認可の許否に先立ち、専門家及び市町村首脳部 *Gemeindevorstand* に対する意見聴取が行われなければならない。建築警察当局が、市町村首脳部の提案に反して許認可を与えようとする場合には、決定を持ってこれを市町村首脳部に通知しなければならない。市町村首脳部は、この決定に対して二週間以内に監督官庁に抗告する権限を有する。

市町村首脳部が多数の者により構成されておらず *nicht aus Mehrheit von Personen besteht* しかも市町村長（市長）が同時に地域の警察監督者である市町村においては、地方条例に別段の定めのない限り、市町村長に支障のある場合これを代理しなければならない地方公務員が、市町村首脳部を代位する。

第七条

郡行政委員会 *Kreisausschub* は、独立した農場区域 *selbständige Gutsbezirke* につき、地方条例で定められるよう留保されている規定を、農場長 *Gutsvorsteher* の意見聴取の後に公布することができる。郡行政委員会の決定は、県行政委員会 *Bezirksausschub* の同意を必要とする。第二条二項、第五条及び第六条の規定は、本条と同様に適用せられる。

第八条

建築及び改築の実施により景観像が著しく醜悪化される恐れがあるが、別の建築場所を選択することにより、あるいは別の建築構造もしくは別の建築材料を使用することによりこれを回避することができる場合、県知事 *Regier-*

ungspräsident は、行政区域の景観として傑出した部分について、県行政委員会の同意を得て、集落の外での außerhalb der Ortschaften 建築及び改築の実施のための建築警察上の許認可が拒否されるものと規定する権限を有する。

許認可を拒否するに先立って、専門家及び市町村首脳部の意見が聴取されなければならない。市町村首脳部が多数の者により構成されておらず nicht aus Mehrheit von Personen besteht しかも市町村長（市長）が同時に地域の警察監督者である市町村においては、地方条例に別段の定めのない限り、市町村長に支障のある場合これを代理しなればならない地方公務員が、市町村首脳部を代位する。

条文中も明らかかなように、ここでの関心の重点は文化的、歴史的、あるいは美的な景観の保護であり、この方向での発展は後のプロイセン住居法⁽⁴⁷⁾に認められる。かかる郷土保護思想の影響下に生まれた諸法とは異なる展開を示しているのがバイエルンにおける自然保護運動である。バイエルンでは、ルドルフとコンヴェンツによって指導された運動は、より協力的な形で発展し、同時に自然記念物保護から景観保護へ、さらには今日言うところの環境保護へと課題設定の拡大を見るに至った。

(c) バイエルンにおける自然保護運動の展開⁽⁴⁸⁾

一九〇〇年一月二七日に、コンヴェンツはバイエルン内務省宛の手紙の中で、バイエルンにおいて傑出した岩塊、樹木等や景観の維持のための措置がとられているか問い合わせた。回答がどうであったかはわからない。しかし一九〇二年五月二日に内務省は、オーバーバイエルン地区政府に、「*「ミュンヘン近郊、とりわけ Isartal の景観美維持協会 Vereins zur Erhaltung landschaftlicher Schönheiten der Umgebung Münchens, besonders des Isarthales」* のアピールを好意的に指摘している。そのアピールには以下のようにある。

ドイツにおける自然保護・景観育成の歴史的発展過程と法（北山）

「ミュンヘン市は、ごく近くに大陸のどの都市も挙げ得ないほど大規模な素晴らしい都市公園を有している。それはイザールタールである。イザールタールからは高山山脈の息吹がわれわれのもとに吹き寄せる。

高くそびえるブナの木の下をハイキングすることは、われわれに抗し難い魅力を発する。何千という人々が疲れはてた週末に都市の機械装置を離れて保養と活力を見いだすためにそこを訪れる。

力強く前進せんとする工業の発展によって、そして暴力的で予期せぬ大都市の拡大によってミュンヘンの真珠は大変な危機にさらされている。

これまで徒歩旅行者が自由に散策することのできた素晴らしい森林と緑豊かな水郷は、徐々に建物建設に提供され、至るところで垣根が生じている。古くから歩き慣れた小道は廃止され、あるいはイザールタールの周辺から排除されようとしている。

われわれは、建築活動のもたらす工業的躍進に敵対しようというのではない。そうではなく、建築活動の利益とミュンヘンの保養を必要とする住民の利益との調整に道を開こうと考えているのである。われわれは、我が同胞が引き続き散歩ができ、常に澄んだ、ほこりで汚れていない山の空気や田園の空気を享受できることを望むのである。

われわれは、特にイザールタールの山腹を建設によって醜悪にすること、高いところにある道を閉鎖することを防ぎ、徒歩旅行者がほこりだらけの街道へ追われることを阻止しようと考えている。

われわれは、イザールの急斜面、上方部分、岸辺と流域の景観として傑出した全ての地点が建築や垣根の設置を免れ、散歩道という公の施設に、大規模な都市・保養公園に定められることを求めて努力する。

しかしわれわれは、Wolfratshausenに至るまでのイザールタールだけを保護しようと考えているのではなく、景

観の傑出したより広いミュンヘン近郊、たとえば湖沼地帯にもわれわれの注意を向けようとしている。．．．」⁽⁴⁹⁾

一九〇三年にはイザールタル協会は、湖沼地帯の景観上、健康上の危機を警告した。

「その景観の魅力の故に、土地の人々や他の土地の人々が称え頻繁に訪れるバイエルンのアルプス高原地方の中でも、湖沼は第一番である。自然愛好者をうっとりさせるかつてのその静寂は、最近ますます失われている。鉄道網の拡大にともない、湖を訪れる一時的な旅行者や定住者の数は増大した。日々別荘やホテルなどの数は増え、最も人気のある湖畔は、田園風の避暑地の性格を遠の昔に捨ててしまった。湖畔の土地の価格は、別荘建設用地の需要のおかげでますます上昇している。

景観の観点からみて好ましくないわけではない湖畔への定住の増加は、．．．バイエルンがその湖沼に対して有している優れた自然美の評価を著しく侵害しかねない危険をともなっているのである。

非常に素晴らしい見晴らしの地点や森林ハイキング場所が、垣根で囲むことによって一般から奪ってしまふ私有地に完全にもしくは大幅に変えられないで、できる限り公衆の近づけるままにしておくことには、特に大きな利益がある。．．．

我が山の湖にとって、定住化の増大に伴う別のより一層差し迫った危険は、ますます重大になってきた湖水の汚染である。

湖岸への建築がまだ少なかったときには、この危険は余り注意を引かなかった。農地は湖岸からかなり離れたところにあり、個体や液体の廃棄物は農業経営に利用されていた。これに対して別荘やホテルは岸辺、近くに押し寄せ、汚

水を湖に垂れ流すのが通例である。いくつかの湖岸地域には小川が流れており、この小川があらゆるゴミを湖に流し込んでいる。そしてそれどころか理解し難い官庁の許可によって排水路が設置され、その流出口は、岸から数メートル離れたところで湖底につながっているのである。

湖は、こうした汚水の流入に長期的には耐えられない・・・

それ故、湖を訪れる人々のためのみならず、長距離交通を当てにする経済的利益のためにも、バイエルンの山の湖の汚染の悪化に反対することが重要である。⁽⁵⁰⁾

一九〇四年一月二八日に、ドイツアルペン協会 Deutschen Alpenverein のミュンヘン支部は内務省当ての誓願書を起草した（これは印刷され配布された）。その論議の中で、自然記念物保護と郷土保護の關係が示唆されている。

「ある人に、彼の家から素晴らしい彫刻がほどこされている木の梁を取り除くことを妨げるか、あるいは滝を発電に利用したり、工場の拡張の障害となるからといって漂石を爆破して取り除くといったことを禁ずることに、ある違いが存在することは見過ごされてはならない。

なぜなら、前者が行う変更は、公衆が被る損失に関わらず、その限りではまずもって個人的な領域に限られた性格を持つており、個人の行動によって少なくとも経済的な諸要素にかかわるものではないからである。しかし水力の工業的利用を妨げる者は、禁止によって発展にかなぬきを差した共同体全体の経済的強化に阻止的に介入しているのである。しかしそれにもかかわらず、両方の場合に、介入の根拠は同じように正当化されており、同じ性格を有している。つまり両事例において問題なのは所有者の損失となる私的所有権の制限であり、両者とも公共の利益のための制限なのである。⁽⁵¹⁾」

一九〇五年一〇月一四日に、ドイツアルペン協会ミュンヘン支部とイザールタル協会の主唱で、そして五つの自然科学団体、三つのミュンヘンの芸術家組合、バイエルン建築家・技術者協会、ドイツ技術者協会およびバイエルン民衆芸術・民族学協会の各代表者が参加して、「自然育成のためのラント委員会 Landesauschub für Naturpflege」が設立された。創設メンバーの中には、Professor Dr. Gabriel v. Seidl (建築家) Professor Dr. Rothpletz (地質学者) Professor Dr. Richard Hertwig (動物学者) Professor Dr. Freiherr v. Tubeuf (林学専門家で昆虫学者) といった名前が見いだされる。

一九〇六年三月五日には、同委員会は今後の活動の「諸原則」を公表した。

「委員会」・・・維持することが公共の優越する理想的な利益にそうバイエルンの自然構成物 Naturgebilde の保護を目的とし、それは、

- (a) 官庁に対する所見の提出、
- (b) 可能な限り広範囲に及ぶ自立的活動、とりわけ最も広い範囲において自然育成のための意識を呼び起こし広めること、および個々の自然構成物の危殆化に際しては適切に介入し、とくに所轄官庁への申し立てによって、そして

(c) ラントにおける同種の努力に協力・共同を求めることによって、これを行う。⁽³²⁾

以上の資料にみられるように、バイエルンにおいては、事態の展開に対応した「自然保護」概念の、独自の深化がみられるのである。また、ここで設立された自然育成ラント委員会の構成、同委員会の「自然育成のための für Naturpflege」という呼称（これは極めて先駆的である）、その主導権の領域的、課題的な拡大は注目に値する。また、国家機

関による自然保護というプロイセンの方法と比較した場合、バイエルンでの活動が市民に立脚している点も指摘できよう。後のバイエルン・アルプス地域での自然保護地域の拡大にもみられるように、この地域はドイツにおける自然保護の先進地域といつて良いように思ふ。

(d) ドイツ青年運動と自然保護

コンヴェンツとルドルフが声を挙げた世紀の変わり目前後の二〇年間に、またドイツの青年運動も、最初の大きな飛躍を体験したということは、精神的には確かに興味深い。一九〇一年一月にカール・フィツシャーは「ワンダーフォーゲル」を設立した⁽⁵³⁾。多くのこれに似たグループや団体がこれに続く。見学旅行「Wanderfahrt」、キャンプ生活「Lagerleben」、夏至(冬至)祭り「Sonnenfeier」、フォルクスリートに対する、ロマン主義と同系の熱狂は、景観と文化に対する青年の新たな態度を生じさせた。一九一三年一〇月一一、一二日にカッセルのホーエン・マイスナー「Hohen Meißner」で開かれた第一回の自由ドイツ青年連合の会議で、ルドヴィヒ・クラッゲ Ludwig Kluge は、世界的な自然破壊と文明化の幻影に反対する情熱的な講演を行った⁽⁵⁴⁾。

彼らによる工業社会における生活破壊の告発と、自然体験の唱道は、国民の自然観に対して少なからず影響を与え、その後の自然保護運動の高揚と一定の成果の獲得はこの青年運動なくしては考えられないと評価されているところである⁽⁵⁵⁾。

フォン・ルドルフとコンヴェンツに指導され、そして諸組織の無数の自然愛好家によって熱心に育まれた以上の展開は、例えば自然保護地域と自然公園の創設のための運動の理念および成果の点できわめて不十分なものではあったが、しかしまたこうした運動の遍在、すなわちその地域的、組織的、そして国民一般に対する心理的な広範な影響力

のうえに、いくつかの法制度が成立したのである。

(3) リュネブルガー・ハイデ (19) Lineburger Heide

リュネブルガー・ハイデは、現在の西ドイツ北東部、ウエーザー川支流のアラー川とエルベ川との間に位置する広大なハイデ地である。約五〇〇〇年前までは、リュネブルク地域一体はシラカンバとミズナラの森であつたらしい。中世に至つてもこの砂質の土地にはカシワやシラカンバからなる疎林があり、粘土と砂の混合地には、ブナやカシワからなる森があつた。その後、家畜の林内放牧や過伐、木を焼き払つての開墾、さらには岩塩の採掘などによる森林破壊の結果、ハイデ⁽¹⁹⁾ヒース(荒地地、荒野)が出現したのである。ハイデには、ツツジ科のエリカ、カルーナという矮性低木群落が残存し、夏から秋にかけてピンクや紫の小さな花をつける。ハイデは、北ドイツの代表的な景観として徒歩旅行者に好まれたが、地味に乏しく、粗放的な牧羊業と養蜂業が行なわれるにすぎなかつた。⁽⁵⁷⁾このハイデ景観が長年、農林業による土地改良を免れたのは、この土地が比較的僅かな収益しかあげられなかつたおかげなのである。最初の危機は、一八六六年ハノーファー州のプロイセン領への併合をもつて始まつた。プロイセンは次第に広大な面積の私有地を安く買い入れ、ここに松を植林し始めた。しかし開墾が差し迫つたものとなつたのは南部のハイデにおける工業用土地開発によつてである。短期間のうちにその未開墾のハイデ地の上には何百というボーリング塔、煙突及び機械作業所を伴う工業地域が出現し、石油、カリ塩および珪藻土の採掘・加工を始めた。内陸のハイデがこれを免れたことは確かであるが、しかしここではスチーム動力鋤や肥料によつて徐々に耕地に転換されつゝあつた。徒歩旅行者、週末の訪問者、旅行者の数が增えるに連れて景勝地に飲食店ができた。ハンブルクやブレーメンの家族は夏の別荘を建てた。無関心な若い所有者が土地を相続したときに、Undeloh近くのどっしりとした遠くからも見

ることのできる健康なブナの木が伐採された。Egestorf 近くのハイデ村 Döhle のかつての象徴であり、ハイデの最後のワタリガラスが長年巢を作っていた二本の古いシナノキが土地区画を直線化し、木材を取得するために伐採された。耕作の際に掘り出された古の Ofenstein——それは Lineburger Heide 最大の捨子石であった——が破壊され、その破片は建築材料として販売された。ついには銀行家やアメリカの投資家からなる組織が Drühwald 北方の丘陵地ならびに広大な Heimbuch-Einhorn Forst に猛獣を住まわせ狩猟用に賃貸し高い賃料を手に入れようとしているというニュースが伝わった。こうした展開に、ハイデの村 Egestorf 出身の牧師 Wilhelm Bode (一八六〇—一九二七) はハイデの保護運動に立ち上がった。これを支援したのが自然保護公園協会 (Verein Naturschutzpark) である。この組織は、アメリカの国立公園を模範としてドイツ及びオーストリアにおける異なった景観類型からなる三つの広大な自然保護地域を設置する目的を持って、一九〇九年一〇月に最初三七人の構成員によって設立された。同協会は著名な鳥類学者 Kurt Floericke 博士を Lineburg へ派遣した。彼はそのときの印象を次のように記している。「こうした事情においては、われわれの美しいものの全ての愛好者の視線は、まず第一に北ドイツに向けられねばならなかった。Lineburger Heide は、すぐには誰の心にも浮かばないであろう。巨大な連絡道路からはなれて、広大な自然のままの美しいハイデが存在しているのである。しかしそのハイデはまた絶えず前進してくる開墾と耕地の小区画によって次第に虫喰い状にされ、徐々に害されているのである。この耕地はいたるところにとりつき、特に村々の近くで急速に増加している。」彼は、上昇しつつある土地価格にも関わらず、買取りの見通しが明るいこと、つまりハンブルク、ブレーメン、ハノーファーならびにベルリンといった豊かな大都市に近いこと、さらにラント議会議員 Ecker の発議でこの地域を訪れたプロイセン衆議院農業委員会が得た積極的な印象を指摘している。そして保護を必要とする

対象地域の規模について以下のように述べている。「北ドイツの自然公園がその目的を完全に捉え損なうことを望まないならば、その公園はあまりに小さくなってはならない。．．．ハイデは確かに独特の美しさを持つが、しかし同時に全く単調であることも確かであり、そのこと故に私は「保護対象地域が小さく限定されないかとの」不安を感じるのである。自らの生物世界をもなつある大きさの本来的なハイデ地を、耕作の手から逃れさせることに限ってはならないのであつて、われわれはまた、相当地域のできるだけ自然状態にある森林やいくつかの比較的大きな池をとまなう広大な沼地・湿地域（泥炭・湿原ハイデ）をもたに買い取らねばならない。なぜならそれによつてのみ、北ドイツの動植物相のほぼ完全な姿を見せることができるであらうからである」⁽⁵⁸⁾。

Bodeは、そこに属する農地ともども Wiisede 山を買い取る任務を受けた。買取り交渉に対してある土地所有者が大幅に値を釣り上げたとの新聞報道により、人々の関心と多額の資金が協会に寄せられた。郡貯蓄銀行は抵当をとつて資金援助に乗り出した。かくして一九一〇年一〇月二五日に自然保護公園協会は Wiisede 山の買取りに成功した。さらに土地を買い足すためにハンブルク市参事会と市議会は、一万マルクの助成金を、ハノーファー地方 Provinz は五〇〇〇マルクを寄付した。ラント議員 Ecker の提案で実施された一連の富くじによつて、一二〇万マルクがもたらされた。一九一二年に自然保護公園協회가、一〇年間の期限付きの、かつ対象を狩猟と耕作地に限つた収用権を得たときには新たな激しい対立が生じた。収用権に反対する人々は次のように激しく抗議した。「農業に対する犯罪」「ただの荒野の創造」「獮獣現在数の危険な増加」「土着の住民の追い出し」等々。ハンブルク旅行者連合組織はこうした抗議に勢力的に対応した。ハイデ牧師 Bode も必死に抵抗した。ある Lüneburg の新聞で彼は、かかる公園を創造することの社会的な諸側面を指摘した。

「われわれは大変に荒れ果てた現代にあつて、なおも最後の理想の熱狂を窒息させねばならないのであろうか？ 都市と農村との間の調整については非常に多くのことが語られている。人々は、週日六日間を都市の石の砂漠の中で苦しみ、煙突の石炭の煙以外何も吸わず、機械の油の発散物以外何も嗅がず、ベルトとはずみ車の単調なうなり音以外何も聞かない工場労働者から、大自然の中で限らない静寂に感銘を受けることのできる彼のハイデでの日曜日を奪おうというのか。人々は、大都市の若者から、北ドイツの低地が知っているもつとも美しいものである花盛りのハイデの中での自由な徒歩旅行の最後の機会を奪おうというのか？ 汽笛の調べに胸ときめかせ休暇旅行にでる遍歴の学徒は、至るところで「ここを歩いてはならない、そこは私の所有地だ」というエゴイスムの無慈悲な声を耳にするべきなのか？ もつとも、貧しい者や非所有者は、困いの格子の棧越しに郷土ハイデの支配者が如何に楽しく過ごしているかを覗き見てもよい。かくして、苦しめられた人心が最後には「所有者と闘え！」という怒号となつて爆発するとしても、不思議ではない。(所有者の)かかる反社会的な努力に対しては断固たる統一戦線が形成されねばならない。シュヌツケ(小形の羊)と蜜蜂の現在数を伴う古いハイデの郷土は、維持され続けなければならない。⁽⁵⁹⁾」

今日、リュネブルガー・ハイデとしては、ボーデらの努力によつて買い取られたヴィルゼーデ・ベルク(標高一六九メートルの丘陵地)を中心とする自然保護地域のみである。もちろんこのハイデ景観は、純粹な自然景観ではなく、むしろ家畜の林内放牧などによる森林破壊の結果出現した文化景観である。

この地域の自然植生は、シラカンバなどの疎林であり、羊の放牧が止めばシラカンバが回復する。現在ではハイデ景観を維持するために羊の放牧によるシラカンバの若芽の餌化や、一定の人為的措置がとられている(自然植生回復の阻止⁽⁶⁰⁾)。

(4) ドイツにおける国立公園 Nationalpark 設置についての議論

一八七二年、アメリカ合衆国にイエローストーン国立公園が誕生した。自然保護に関心を持つヨーロッパの人々は、この世界最初の広大な国立公園に大いに感嘆するとともに、それはまた同時に彼らの諦めをよぶものでもあった。比較できる次元における手つかずの「未開の」原生景観は、古くから開発が繰り返され、しかも人口の周密なヨーロッパにはもはやほとんど存在しなかったからである。ところが国立公園の場合にはその規模こそが決定的な問題なのである。もっともそうした限界の中でヨーロッパ諸国においてもまた、かかるプロジェクトを実現しようとの試みが見られた。ドイツではまず、プロイセン・ラント議会議員であったヴィルヘルム・ヴェテカンフ Wilhelm Wetekamp は、ジーベンゲビルゲを訪問したことやアメリカの国立公園に触発され、一八九八年三月三〇日にプロイセン衆議院で次のように主張した。⁽⁶⁾

「みなさん、教育行政の予算においては多額の資金がわれわれに外国の植物を見せてくれる植物園の維持や、あらゆる国々及び各地域の天然産物を研究に供することを目的とする博物館に、注がれている。さらに人間の技術や発達の記念物を維持するためにも資金が投入されている。しかしなお欠けているものがある。すなわち、自然の発達史の記念物を維持するための施設と資金が欠けているのである。ところが実際にはこの点で大きな危険が存在するのである。すなわち、われわれはある著名な自然科学者が次のように特徴づけた状態へと、急速に進みつつある、という危険である。

『文明化された人類の一部は、人類を脅かすだけでなく、すだにもう部分的には人類が到達してしまっている単調さに恐怖の念を持って気づくであろう。ライ麦、小麦、カラス麦、大麦・・・それが将来の植物相であろう。そして

動物界は？ 鶏、七面鳥、鳩、がちょう、あひる、それに牛、馬、ろば。その他のものは聖遺物として博物館で剝製にされている。』

皆さん、この叙述は、多くの者にはおそらく大げさだと思われるかも知れない。しかし私のように、毎年、地理学・自然科学の研究のために我が祖国を研究旅行する者は誰でも、国民経済的観点からは全く望ましい土地改良によって、わが国の自然が如何に消滅しつつあるかに気づくのである。しかし私は、土地耕作の拡大には一定の制限が必要であると思う。われわれは土地耕作によって自然が完全に破壊されるような事態にしてはならない。植物相だけが問題なのではない。植物相の消滅と動物界の消滅は同時に結合しているのである。・・・

重要なのは、我が祖国の一部を原生的な自然のままの姿で維持することであり、かつその際重要なのは、動植物界の維持のみならず、地理学的・地質学的観点から、地表の一定部分を自然な状態に維持することである。回復不能の損失が特にまた学問のためにも生じてはならないのであれば、すでに示した方向へ直ちに前進することが必要であろう。・・・

本当によいものが創造されるべきだとすれば、我が祖国の一定領域を保全すること以外にはないであろう。これを私は、「国立公園 Staatsparks」に変える、という表現を使いたい。これはわれわれが現在有している意味での公園、すなわち園芸施設による自然の人工的な模倣ではなく、触れることができないことがその主要な特徴である地域によって構成される公園である。これによれば、まだ自然状態にある地域をこの状態に保つことが可能であるし、また他の場合には、自然状態をある程度は再生することも可能である。しかもここで重要なのは、森林地域のみならず、湿地やハイデ等の他の土地形態もである。この地域は、一定の土地及び景観タイプを維持することに役立つべきもので

あるが、他方、動植物相に、それらが存続できる避難場所を与えることにも役立つべきものである。その種の地域はドイツにはまだないが、しかし、他のことではその物質主義を持って威嚇的な事例と写っている北アメリカは、この点においては非常に見習うべき仕方では先を進んでいる。私は次のことを想起する。すなわち、五つの国立公園のうち最も大きいのは、イエローストーン公園であり、Westalen州の半分の大きさである。ヨセミテ公園はほぼ Braunschwweig に匹敵する。三番目はセコイアの維持に寄与しているセコイア公園で、ほぼハンブルクの面積だけある。五つの国立公園のうちこの三つの公園を一つにすれば、ザクセン公国と同じ広さになる。われわれがそれほど広い地域を保全できるとは考えられないが、しかし、国土のあちこちに数 km² 保全することはできるのであろうと思う。このことは、ここで問題となる地域はすべてより産出力の豊かでない地域に属するだけに、一層容易であらう。なぜなら収益の多い地域はすでに完全に耕作されているからである。」

以上の提案に対してプロイセン行政長官（後の文化相）アルトホフ Althoff は、返答の中でヴェテカンブの提案を「*grünlich*に注目し値するもの」と称した。

ほぼ同時期に、チルスキー・レナート Tschirschky-Renard 伯爵は、貴族院で、次のような提案を行った。すなわち、ベルリン市民にとって非常に好都合な場所にあるが、しかし明らかに林業によって大部分虐待されている Grunewald⁽⁶²⁾を、美的に構成し、今後は国立公園として管理する提案である。だがしかしプロイセンの貴族院は、このように緩和された形でさえ、かかる提案を拒否した。少なくとも北ドイツでは、右翼政党と中央党は、私的占有領域への国家による介入は非常識なことに解する極端な所有観念を唱道していた。⁽⁶³⁾

以上のようにドイツにおける国立公園の設置には多くの困難があり、必ずしも十分な成果をあげることではできな

った。もつとも先にみたようにこうした論議の中で、そしてまた文化大臣アルトホフの自然保護に対する理解にも助けられて、少なくともリユネブルガー・ハイデ自然保護公園の設置という成果が得られたように思われる。さらにバイエルンにおいては、アルプス地域に国立公園を設置しようとの動きが生まれた。

一八九八年に Heinrich Noe は、彼の旅行記『ベルヒテスガーデンの地から』の第二版で、ケーニヒスゼー周辺地域を「ドイツアルプスのイエローストン公園」と呼んでいる。この地域は一世紀以上の間、芸術家、小説家、学者といった供を引き連れて、毎年避暑や猟のために滞在したバイエルン王室の「娯楽の地」であった。こうしたことや景観の非常な美しき、さらには動植物界によってこの地域はまもなくバイエルンアルプスで最も好まれる保養地になった。しかしそれに伴い高山植物（エーデルワイス、アルペンローゼ、アツモリソウ）の盛んな略奪による最初の損傷が早くも発生した。こうした動きに対して、アルプス植物保護・育成協会（Verain zum Schutz und zur Pflege der Alpenpflanzen）の長年にわたる努力に基づいて、そしてまた一九一〇年七月一日に、ベルヒテスガーデン営林署の支持を得て南部オーストリア国境地方で八三km²の地域がドイツ最初の植物保護地域 Pflanzenschonbezirk に指定された。⁶⁴

一九一九年、ミュンヘンの林学の正教授でバイエルン自然保護同盟（Bundes Naturschutz in Bayern）議長 K. Freiherr v. Tübeuf は、すでに存在する植物保護地域を約二〇〇km²に拡大し、自然保護地域に指定することを提案した。

「その近づくのが困難なおかげで、まぎしく Königsee 地域ほど自然が純粹かつ純潔に、嚴格かつ強力に人間の侵害や破壊から守られ続けているバイエルンの山々はない。これほど手つかずのままである自然公園、回りを囲む山々

を伴う Königsee ほど、自然保護公園に指定されるにふさわしい場所は他にはない。われわれはようやく自然保護運動のこの重要な一步を踏み出し、この地域を保留地として、保護地域として要求し、そして、おそらく最後の瞬間には、この高度な目的をあらゆる決意と満身の力を持って闘いとうと思う。・・・一九一〇年当時、保護を植物相に限ったのは誤りであった。われわれはこの誤りを改めなければならない。保護は Königsee とその山々の自然全体のためであるべきである。この無比の地域は人間のために、現在の人間のみならず将来の人間のために、人間から保護されねばならない。それは、原生のまま生き生きと、手つかずのままに、崇高な美しさを持って後々の世代のためにも保全されるべきである。⁽⁶⁵⁾」

以上のような保護運動の一つの成果として、一九二一年五月以降、この地域は二〇五km²につき自然保護地域に指定された。もつとも林業、放牧、狩猟のための利用は引続き認められていた。一九三五年のライヒ自然保護法の施行後、一九三八年一月二日にこの地域全体は同法による自然保護登録簿に記載された。かくして自然保護運動の主たる対象地域であったこのバイエルンアルプス地域は、無制限の観光客による景観の破壊や、商業ベースの開発に対して法的に保護されることになった。しかし観光開発に関心を寄せる地元の市町村や他の地域の投資家たちは繰り返し開発の機をうかがった。湖を見おろす Falkensteinwand に巨大なアッシリアのライオンを彫る計画、St. Bartholomäus 指定参詣聖堂の横にある昔ながらの簡素な飲食店をホテルに建て替える計画、湖の流出口に発電所を建設する計画。そして個人の山荘、林道の増加、湖上船交通、さらには腐植表土に重大な損害を与えた羊の過剰な行き来等が生じた（この地域は最近になってようやくバイエルン州法により国立公園に指定されるに至っている⁽⁶⁶⁾）。

三 国による自然保護と景観育成 *Landschaftspflege*・国土計画 *Landesplanung* への発展

(1) 景観育成 *Landschaftspflege* 理念の端緒

一九世紀の後半の経過の中で、従来の考えに従った国土美化は、ますます後退していった。残ったのは、一方では美しい景観要素を維持する努力であり、他方では、美しい景観部分を全体として育成的に取り扱い、自然公園として構成する努力である。すでに見たように、これら二つの発展方向は、世紀の変わり目にはほぼ同時にはつきりとした輪郭を示した。美しい生活空間を保護する目的においては一つであるが、両者の方向付けは、まずもって協力的な形で発展するよりも、むしろ平行的に発展した。国土美化と景観保全の二つ方向が次第に分岐しつつあった時期に、当時マグデブルク園芸主事 *Gartendirektor* であったシヨーホ *Schoch* は雑誌「園芸技術 *Gartenkunst*」誌に「郷土保護地域と国土美化」に関する論文(一九〇三年)を発表している。彼はそこにおいて、国土美化の諸目的とヴェテカンブによる国立公園、自然公園、もしくは景観公園の創設提案との適切な関係について考察した。ヴェテカンブに同意して、彼は、人間の介入の痕跡がなく、かつ誰の所有物でもない相応な最低限の広さの空間がドイツには存在しないが故に、アメリカ合衆国のそれと同じようにヨーロッパ、とりわけドイツにおいて国立公園を創設することは、不可能であることを確認している。従って、問題となり得るのは、

「その自然状態の美しさの故に傑出している国家領域を現在の状態に維持すること、及び自然美のこれ以上の侵害を防止すること」だけである、という。

私的土地所有が問題となる限り、国家が、従前の所有関係を十分に顧慮しつつ、立法によってかかる領域に利用制限を課す可能性のみが残っている。

「景観美の観点から現在の状態をできる限り維持することが、制限規定の目的でなければならず、些細な観点にかわつてはならない。農林業に関わる土地の十分な利用は、無制限でなければならぬ……これに対し、新たな営業・建築施設もしくは現存施設の拡張の許可は、これによって公園理念が著しく害されるか、あるいは個別事例における重要な公的利益に比べて景観美の顧慮が引き下がらなければならないかどうかの観点のもとに、吟味されねばならないであろう……」

土地所有者に負わせられる犠牲は、これらの保護地域が何度も訪れられる保養地として、定住住民にもたらす利益によって埋め合わされるであろう……従つて一定の地域の現在の状態を最も重要な諸現象において維持する必要がある場合には、これは、国家の介入なくしては実施できないのである。⁽⁶⁷⁾

この著者は、景観保護及び景観育成において、例えば、ハールツクラブ Hartzklub や、ドイツ及びオーストリアのアルペン協会によるような、多彩な私的活動が従来から存在していることを想起する。しかしこれらの活動は、あちこちに散在する比較的小さな地域で行われ得るに過ぎない、とする。そして、著者は、これらの不十分さに触れつつ、彼の諸提案の核心に達する。⁽⁶⁸⁾

「従来われわれは、郷土保護地域に関するわれわれの考慮を国家の領域との関係で小さく挙げられる、そして自然に恵まれた範囲に限ってきた。けれども国家は、国土美化のための課題をこうした部分的な土地に制限するべきではなく、国家の領土全体を持続的に視野に収めるべきである。われわれはこの点に簡単に触れようと思う。なにしろ保

護地域は、国土美化の結晶点なのである。国土美化の特別活動と一般活動の両者は、同じ原因に発しており、そしてまた同一の目的に寄与している。すなわちそれは、景観美の顧慮という目的である。

景観美はかつてはその成立を偶然に負っていたが、今や、これを維持し拡大するためには、自覚的な意思が登場しなければならぬ。これは、国土の大部分において非常に控え目な程度でしか行われ得ない。まず第一に政府自身によつて、建築実施に際して、路線の選定に対して景観における現象が考慮される場合には、道路、鉄道及びその他の交通施設の設計に際して、さらには、農林業の影響によつて（非常に控え目な程度でしか行われ得ない）。一方で農林業経営は、それが国土に持ち込む規則的な単調さによつて原生の自然美に破壊的な影響を与えるが、他方、景観における良く手入れされた土地耕作は、美にごく小さな犠牲しかもたらさない場合には、自然愛好家をも満足させる、富み豊かな印象を呼び起こすことができる。たとえところどころ小さな土地の利用を断念し、荒野を同時に保護することができるような樹木をそこに植林するとしても、何百、何千モルゲンもの土地を耕作する営農家の負担はごく僅かに過ぎない。林家が、森林の樹種を若干変えたり、森林の境界を退屈な直線で構成するのをやめ草原やハイデに依つて分類するようにし、あるいは森の中に空間を散在させ、他の利用の用に供し、そうすることで単調さを破るとして、そうしたことが林家にとつて重大な損失を与えることになるであろうか？

国土美化という考えは、より広い住民層の知識と利用に応じて認識された場合には、ここで数え上げることのできないほどの多様な側面から実現に移されうるのだ、ということとは明かである。」

従つて Schöch は、社会的性格と土地保護の目的設定という国土美化の基本的課題を意識的に広く捉えているが、後の自然公園の意味における形態として本来的に美しい典型的な景観という「結晶の中核」を考慮にいれている。

国土美化という言葉が再度現れるのは、ドイツ造園組合 der Deutschen Gesellschaft für Gartenbau の議長 ロン
ルト・ミールケ Robert Mielke が一九〇八年の総会で行った「郷土保護と国土美化 Heimatschutz und Landesver-
schönerung」に関する講演においてである。その間、一九〇四年には、「ドイツ郷土保護連盟 der Deutsche Bund
Heimatschutz」が設立されている。ミールケは、ルドルフの協力者であり、この連盟の書記であった。それ故すぐに
頭に浮かんだのは、当の組合と国土美化といった公園運動によって扱われた造園との関係、景観の持つ郷土的性格の
防御と形成の関係を確立することであった。⁽⁶⁹⁾

最初のところでミールケは、郷土保護を導きだした、そしてわれわれがすでにルドルフ、コンヴェンツ、シュルツ
エーナムブルク等の訴えから理解している諸原因を想起している。しかし次に彼は、統一の必要に応ずる、新しい、
先進的な概念、すなわち国土育成 Landespflege という概念を議論に加えた。

「この世の全てのものが度を過ぎることによって容易に損なわれうるように、行き過ぎた国土美化もまたいい結果
とはならない……

われわれは国土美化をそれ自体として必要としているのではない。この語の代わりに、国土育成 Landespflege と
いう語を提案することを許して頂きたい。自然は、一般にそれ自体で十分なのである。自然が、自然力の現象によつ
て変化させられる場合には、こうした気候上、大気上、もしくは陸地の阻害的な大災害は、美的な作用を發揮するの
であり、われわれはこの作用を、たとえば、荘厳な趣にあるハイデや湿原、生産力に富む緑豊かな水郷、神秘的な森
林あるいは高山山脈の劇的な未開状態といったような、ある地域の土地形状の多様な段階的差異と同様にほとんど拒
むことはないのである。それがもつ不可侵性によって作用し、われわれがささやかな手段によって高めようとするや

いなや、損失を被るものが美しさというものである・・・

自然の發展が入植その他の開拓施設によって妨げられたり、突然の現象の威力によって景觀像に暴力的な変更が加わった場合に、意識的な国土育成の課題は始まるのである・・・国土の植物処置について作業する知識を最も有しているのは、園芸技術者として資格を有する者である！たとえば・・・ダムは、技師の課題が片付くやいなや、自然に加わらざるを得なかつた景觀像の破壊的な変更をある程度まで復原することのできる園芸技術者の作業領域にはいるのである。」

形成の可能性についての若干の例を挙げた後、ミールケは、「景觀術 Landschaftskunst」という概念に言及し、従来の「園芸術 Gartenkunst」概念に対置し、以下の四つの活動領域をこの概念のもとに包括している。

「①大都市及び住宅地における事業：遊び場、街路、広場、都市周辺の森林または牧場地帯、田園都市

②小集落、町、村、独立家屋、療養地、避暑地における事業：村においては村の入会地、教会及び耕地、とりわけ
区画整理、鉄道建設、国道及び水路の建設

③希少な樹木と灌木及び動物の維持と保護への参加、および自然記念物の保存

④採石、煉瓦工場、採鉱によって生ずる景觀像に対する醜悪な損傷を軽減すること、及びこれを回避すること」

以上の提案によりミールケは、従来の空間的に限定された園芸文化から、新たな郊外、新たな工業中心地あるいは別荘地の成立を念頭においた大きな任務を担うことを提起し、彼らの技術を効果的に活用することによって、大都市に森林・草原ベルト地帯を形成することなど、積極的な提案を試みている。⁽¹⁰⁾

われわれが第一章でみたように、国土美化運動は、当初から文化景觀の維持、造園手法による自然の再現、ないし

は自然に対する形式的活動に貢献したのであった。他方、一九世紀半ば以降における工業化と都市の拡大という自然・景観にとって危機的な展開に直面して、自然保護と郷土保護は、「原生」景観ないしは自然景観の純粹なもしくは純粹と推測される残存部分を探し出し、主としてこれを保存する目的で、努力を重ねており、この両者においては協力関係は生まれなかった。それどころか例えば湿原やハイデのような若干の景観類型に関しては、対立する危険すらあった。ミールケは従来の自然保護の限界を主張し、両者が協力することにより積極的に景観を育成していくことを主張したのであった。しかし、このミールケの提案は郷土保護に基礎をおく自然保護運動には受け入れられなかった。もっとも、彼の主張は徐々に支持を得るところとなり、後の展開の端緒となったことは確かのように思われる。このような状況を克服し、節度を保つことおよび協力の姿勢を持つことは、第一次大戦まえの時期に、まず、自然景観と文化景観の相対的な評価に関連して、徐々にその徴候が現れた。一九一〇年に、ヴェルテムベルク・ラント博物館の、シュヴェンケルの前任者、オイゲン・グラートマン教授 Professor. Eugen Gradmann が、彼の著作「郷土保護と景観育成 Heimatschutz und Landschaftspflege」のなかで、次のように述べて、景観育成は、現状維持ではなく、創造的な技術とならなければならないことを強調している。

「景観美化には二種ある。すなわち、ロマン主義的景観美化と現実主義的なものである。前者は、ドイツの景観のロマン主義的理念、仮定の原生状態、あるいは、良き古き時代の過ぎ去った、歴史上の状態を前提とし、これを少なくとも視覚的に再現させたいと考えている。後者は、現にある状態、文化の状態を前提とし、こうした状態を、合理的な、文化が許す限り、もっぱら技術者の観点にしたがってのみ形造る景観美化である。後者の景観美化は、耕作、牧草地作り、造園、葡萄・果樹栽培、および造林を自らの同盟者とみなしている。」⁽¹¹⁾

(2) ハンス・シュヴェンケル Hans Schwenkel による景観育成・国土計画概念の展開

ミールケ、グラートマンによる提起⁽⁷¹⁾、すなわち、自然保護は現状維持であってはならず、景観育成、つまり創造的芸術でなければならぬ、という提起を受け継ぎこれを発展させたのは、長年ヴェルテンベルク・ラント記念物局の国家自然保護機関の長を務めた、ハンス・シュヴェンケル Professor Dr. Hans Schwenkel (一八八六一九五七) である。一九三一年にベルリンで行われた第四回ドイツ自然保護大会 Deutschen Naturschutztag での彼の講演「文化景観と原生景観の關係 Das Verhältnis der Kulturlandschaft zur Urlandschaft」において、両景観理念の諸機能の再考を念入りにかつ明確に表現している。⁽⁷²⁾

「経済的な必然性と必要性から独立し、そしてすべての関係から独立して、人間の精神は、自然全体にとっての、あるいは経済素材的もしくは文化精神的観点における人間にとっての個々の景観が持つ意義を評価することができ。そうして初めて、郷土保護のために実際に利用することが可能となろう。それ故われわれは次のような問題を設定する。文化及び民族性にとって個々の景観が有する高い価値を維持することに対する郷土保護の要求が実現されるためには、どうしなければならぬのか？」

シュヴェンケルは、さらに、ヨーロッパにまだ見いだすことのできる様々な原生景観の残存部分の諸特徴、ならびに文化景観へのいくつかの移行類型を述べ、さらに次のように続ける。

「人間生活の見地からは、経済的、美的、学術的及び社会的観点から、個々の景観を評価する試みが行われよう。もちろんその結果は、当の評価が都市の人間によって行われるのか平凡な田園の人間によるのかで異なるであろう。しかしできうる限り我が民族全てが評価に関与すべきであろう……」。

手つかずの状態における自然美ほど、われわれに強く語りかけるものはない。原生景観はすべて、景観の全体像に特別なニュアンスをもたらず。陰影をとまなう沼沢地、広大なハイデ、湿地の草原、湖沼、自然海浜、高山山脈の壮麗さを思うだけでよい。手つかずの自然の島々、完全な調和と孤独の閉じた世界が、今日の文明人を抑えることのできない力で引き付けるのには理由がないわけではない。全ての人間には手つかずの自然の持つ神聖さと調和への憧れがあるのである。

二 学問、すなわち生物学や生態学、植物・動物地理学、地質学及び気候学にとっての原生景観の持つ価値は明かである・・・

従って原生景観の維持は、我が民族全体のためになるのである・・・

何が原生景観かは、半文化的もしくは原料生産を伴う景観について詳しく述べることができる。われわれは、種蒔をせず、主たる手入れをせず、人工的な施肥を行わず、形式の整った栽培を行わずに収穫の得られる景観はすべて原生景観に包括する。あらゆる種類の放牧場、不毛の草地や湿原のほかに、自然の状態が主として維持されている択伐林もこれに入る。

これらの半文化景観は、適切な管理形態が守られてこそ維持されうるのである。

半文化景観は、たいてい議論の余地があり、危機に晒されている。放牧地や不毛の草地は、山地を除けばおおいに植林されもしくは施肥によって飼葉用の草原に転換される。この展開は、自然保護の見地からは、非常に悔やまれるのである。それによって土着の植物・動物界、さらにはまた景観が最大の損失を被るのである。

それ故原生景観においてもまた、投下される資本と経済的な利得とが釣り合う場合にのみ集約的耕作が行われるの

でなければならぬ。

放牧地の景観は卓越した情緒的価値を持っている。さらにそれは、かつてはごく一般的に行われていた尊い農場経営形態を彷彿とさせる。そこへは、所有者を害することなく一年の大半、立ち入ることができるので、純粹な自然愛好家にとっての保養地、徒歩旅行地として評価できないほど重要なのである。それ故農場経営との調整が達成されなければならぬ……

高度な文化をともなっている景観に対する自然保護及び自然科学の関心は、小さい。なぜならそのような景観においては、原生景観が持っている自然の構成部分は極度に減じられており、土地固有の植物は殆ど残らず排除されているからである……高度文化景観のもつ美的、社会的価値は、たとえその主たる価値が経済的なものであろうとも、少なくとも都市民にとっては過小評価されてはならない。ドイツのワイン畑の独特の美しさはさておくとしても、土地の形状に見事に適応し、多様な彩りをもつ、収穫の獲られる田畑の農業景観でさえ、大変に美しいものである。」

しかし、「アメリカとソヴィエト集団農業を先例とする」生産の機械化によって、多彩さが味気ない単一さにとって代われれば、高度な文化景観も、その美的価値を失いするのである。

「重要なのは自然記念物だけではなく、保護地域だけでもなく、動植物も重要であり、土地固有の原生自然にとつて、そして文明人にとって必要なものが含まれている原生景観と文化景観の全ての関係が重要なのである。

今日のわれわれの景観はその現状のままに維持できないことはもちろんである。文化景観もまた発展するに違いない。しかしこの発展は、荒廃と貧困化の意味で進行してはならない。大経営を伴う文化景観こそが今日、全く理由もなく絶望的な不毛と荒廃を示しているのである……原生景観の残存部分、及び附属する農業経営を伴う半文化景観

の残存部分は、農業経営、自然美保養のために、否もちろんのこと経済的な理由からも存続し続けなければならぬ。・・・経済と生活は、ことごとく文化景観の内容と形式に左右される。それ故景観像へのあらゆる形態の侵害に際しては、景観美についての人間の権利がないがしろにされてはならない。従って解決されるべき課題は、民族の全ての構成要素に適合することを目指して、国土を目的意識的に全体として編成することに、つまり諸利益の調整を伴う包括的な国土計画 Landesplanung にある。

そして、いままで殆ど考えたことのなかった、自然保護及び郷土保護のこうした有機的編成よりも、誰がいつたいこの諸利益の調整をする資格があるというのか？ 国土計画は、純粹に経済的な事務ではなく、同時に最も高度な文化的課題である。⁽⁷³⁾

言葉としては挙げられていないが、しかしここでまずもって明らかなのは、原生景観、並びに文化景観、およびそれらの中間形態の育成的な取扱の要求である。その四年前（一九二七年）にシュヴェンケルはすでに小冊子「自然保護と景観育成」で、諸課題を定義しようと試みていた。

「景観保護は、自然景観の愛護、及び人間の構成的影響下に生じ郷土の特色となっている、景観像の中の慣れ親しまれた特徴の維持のために尽力する・・・

景観育成とは、景観の中に明らかに現われているあらゆる形態において、受け継がれてきた景観像に人間が心を配ることである。」

そして別の箇所では、一歩先へ進めている。

「景観育成とは、経済的、社会的、美的、宗教的理由から、あるいは入植及び交通との関係で行われる人間による

景觀構造への影響力の行使である。」

「ハンス・シュヴェンケルは、ドイツで、包括的な景觀育成を要求し、根拠付け、そして景觀育成を實際に実施した最初の人であった。」(ハンス・シュヴェンケル記念論文集序文から)

そしてさらに、二番目の見出し語、すなわち景觀育成を整理する前提としての国土計画をわれわれは上に引用した提案の中で初めて強調されているのを見いだす。従つてこの方向においても彼は、指針となる先驅者の一人なのであった。

(3) 法制上の展開

前章で見たように、プロイセンにおいては自然記念物につき、すでに一九〇六年から國家機關が設置され保護に乗り出しており、この機關設置の年をもつてドイツにおける國家による自然保護誕生の年ともみなされている。⁽⁷⁹⁾しかしドイツにおける自然保護の發展の重要な一時点は、一九一九年一月八日のワイマール憲法の制定であり、その第一五〇条第一文に、「芸術、歴史、及び自然記念物並びに景觀は、國の保護と育成を受ける」と規定された。かくして自然・景觀の保護は、國家的義務であると宣言されることになり、こうした法制上の變化のもとで、先ずもつて住宅地制度の分野において新たな方向での改革が始まった。この改革の基礎となつた考えは、公的な計画策定の方法により、比較的広範圍の保養地(森林地、ハイデ地および水域)が創出され、保護されるべきだ、という考えである。たとえば、一九二〇年五月五日のプロイセンの「ルール炭鉱地方住宅地開發連合のための連合秩序に関する法律」⁽⁸⁰⁾ Preussisches Gesetz betreffend Verbandsordnung für den Siedlungsverband Ruhrkohlenbezirk vom 5. 5. 1920.」の第一条は、次のように規定している。

「(1) ラインルヴェストファーレン炭鉱地方においては、住宅開発活動の促進のための連合 Verband が設置される。この連合は、連合対象地域における住宅開発活動の促進に資する一切の事務を執行するための公法上の組織である。地方自治体の管轄地域における当該連合の任務(固有行政事務 Selbstverwaltungsaufgaben) および国家の管轄地域における当該連合の任務(委任事務 Auftragsangelegenheiten) は、本法により定められる。特に以下のものを連合の任務とする。

1 連合地域(第一六条)についての家並計画 Fluchtliniennpläne および建設計画 Bebauungspläne の策定への参加。連合が家並を決定する権限を有している通り Straßen については、連合はまた道路建設義務を負う資格がある。

2 連合地域における狭軌鉄道制度の促進、とりわけ自治体間交通の促進

3 建設の行なわれない比較的広範な土地(森林、ハイデ、水面、その他同様のレクリエーション地)の確保と創出
.....

(2) 連合の任務の実施に際しては、記念物育成、自然記念物育成および郷土保護の利益は最大限考慮されねばならない。」

また、プロイセンにおいてはすでに触れたように、一八八〇年の耕地及び森林警察法に見られた樹木、灌木等の保護の方向が、一九二〇年七月八日の第三四条の改正法⁽⁷⁸⁾により拡充された。すなわち同改正法は次のように規定し、植物、動物ならびに自然保護地域の保護の可能性が生み出されたのである。すなわち、

「一八八〇年四月一日のプロイセン耕地・森林警察法第三四条は、以下のように改正する。
所轄の大臣および下級の警察当局は、動物種、植物及び自然保護地域の保護のため、ならびに有害動植物の駆除の

ために命令を発することができる。これはまた海浜及び沿岸海に対しても発することができる。

この命令の違反は、一五〇マルク以下の罰金刑または拘留により処罰される。」

さらに一九二二年七月二十九日には、樹木現況の維持及び沿岸路の維持ならびに解放のための法律 (Gesetz zur Erhaltung des Baumbestandes und der Erhaltung und Freigabe von Uferwegen vom 29. 7. 1922.)⁽⁷⁹⁾ が続く。同法は、大都市または大都市近郊地域や、湯治場または療養地近郊、あるいは工業地域の樹木現況及び緑地 Baumbestände und Grünflächen を国民の健康、または住民のレクリエーション地として維持し、また徒歩旅行の促進のために海洋・河川沿いの沿岸路を歩行者の通行に供するために、県委員会 Provinzialausschub (ヘルリンにおいては市参事会 Magistrat, ルール炭鉱地区の住宅開発連合地区においては連合委員会) が選定するものと定め(第一条一項)、そのための登録台帳を関係各機関が作成し、登録台帳には、維持されるべき樹木現況と緑地の範囲、沿岸路の状態、幅員及び全長が記載された計画書を添付するものと定めた(第一条四項)。

また、県委員会等の決定に際しては、計画書もしくは計画書の一部の写しを添えて関係市町村、郡及び土地所有者に送付するとともに(第二条一項)、工業界・農業界代表の意見聴取がなされねばならないものとして各産業との調整を図っている(第一条一項、第二条二項等)。林業については特別の考慮がなされているが(第三条二項等)、一定の補償を条件として、国民の健康・レクリエーション利用を森林における木材生産に優先させ、関係地方自治体にこの補償の支払いを命じている(第四条)。

また、第五条においては、「地区警察当局は、樹木保護の実施を監視し、許可なく木材現況の変更を生ぜしめる措置を一般ラント行政法 Gesetz über die allgemeine Landesverwaltung vom 30. Juli 1883 (Gesetzsamml. s. 195) 第

一三二条以下の規定に従い地区警察当局に委ねられた一切の強制手段をもって阻止しなければならない」とし、
第八条では、「(1)所有権者、森林組合員、利用・使用・地役権者ならびに第一条にいう樹木現況の賃借人もしくは買受人、またはそれらの代理人が、故意または過失により許可なく木材保有高を変更した場合には、取得した産物の価格の二倍の額以下の罰金刑に処する。(2)産物が取得されていないかもしくは斟酌すべき状況がある場合には、故意の場合には一〇〇〇〇マルク以下、過失の場合には三〇〇〇マルク以下の罰金刑に処する」と定めている。

さらに国民が保養等のために通行するに適した海洋・河川沿いの道については、沿岸路の水域側での建築施設の設置—小規模の建物・施設、ボートハウス、水浴び施設、船着場及び同様の建物を除き—、ならびに一メートル以上の高さの生け垣は、禁じられるものと定めている。そして、目録に登録された沿岸路を、その開放が所轄官庁から要求された時から、故意に垣で囲みもしくは橋を取り除き溝を掘りまたはその他の方法で自由な歩行通行をできなくもしくは閉鎖するものは、五〇〇〇マルク以下の罰金刑に、また支払い不能の場合には相当な拘留に処するものとし、同時に、沿岸路に設置された閉鎖物または禁止に違反して設置された施設は、警察強制の手段によって除去されるものとした(第一〇条)。これらの規定は、今日、連邦自然保護法 Bundesnaturschutzgesetz⁽⁸⁰⁾の第二十七条、三八条が定めている野外景観(森林、岸辺、水域)への立入権の先駆をなすものである。

一九三三年九月二二日の住宅地域の開発に関するライヒ法(Gesetz über die Aufschiebung von Wohnsiedlungs-
gebieten vom 22. 9. 1933.)⁽⁸¹⁾によって立法措置の次のステップが始まった。同法においては、盛んに団地開発の行われている地域に対して、郷土像(Heimatlid)の保護に資するように決められた管理計画(Wirtschaftsplan)⁽⁸²⁾の定立が規定されていた。景観を破壊する建設の防止は、一九三六年二月一五日の建築基準令および一九三六年一〇月一〇日

の建設構造に関する命令の諸目的にも含まれている。⁽⁸³⁾

(4) ライヒ自然保護法の成立

一九二〇年にはライヒで最初のラントとして Lippe-Detmold 共和国は、ラント議会で、自然記念物並びに建築記念物の保護・育成のための先例的な準則を含む近代的な郷土保護法を可決した。⁽⁸⁴⁾ また、バイエルンにおいては先にみたようにアルプス地域における動植物相を保護するために独自の努力が重ねられた。さらにヘッセン州は、一九三一年一月一四日の法律によってかなり包括的な準則を生み出した。⁽⁸⁵⁾ しかし、一九三五年六月二六日のライヒ自然保護法⁽⁸⁶⁾によって初めて、自然(資源)の維持と育成は、統一的な、実体法・手続法上の基礎を得たのである。

一九三五年に、当時ブランデンブルグ州自然記念物育成局の責任者であったハンス・クロウゼ博士 Dr. Hans Klose と、参事官アドルフ・フォルバッハ博士 Dr. Adolf Vollbach の両者によってドイツ自然保護法案が作成され、同年六月二六日、ライヒ自然保護法として成立した。この過程でライヒは、ライヒ林野庁を上級の自然保護官庁として位置づけ、プロイセン自然記念物育成局などの各ラントの自然保護、鳥類保護機関をライヒ林野庁に従属せしめている。

「自然保護地域における管轄に関する告示 (Bekanntmachung über die Zuständigkeit auf dem Gebiete des Naturschutzes, vom 26. Juni 1935.)」

自然保護地域における法的基礎と管轄の統一のために、

- 1 自然保護と自然記念物育成の事務は、ライヒ及びプロイセンの内務大臣、及び学術、教育、国民教育大臣から、
 - 2 鳥類保護の事務は、ライヒ及びプロイセンの食糧、農業大臣から、
- ライヒ林野長官に移管される。

移行のための詳細は、上記の諸大臣が相互に協議の上、これを定める。⁽⁸⁷⁾」

これによって自然保護に関する権限はライヒのもとに一元化された訳である。これに続いて同法施行令⁽⁸⁸⁾が一九三五年一月三日に施行されている。また野生植物と禁猟野生動物保護令⁽⁸⁹⁾が一九三六年三月一日に出され、野外自然における野生植物、禁猟動物の保護、及び樹木、生け垣の保護を目指した。また一九三五年一月二十九日の堤の生け垣保護令と、一九三六年一月二四日法によるその補充は、北ドイツの海岸景観における堤の生け垣の保護を取り上げたものである。さらに一九三七年三月一七日には、従来の鳥類保護をさらに進めるべく、学術上の鳥類調査(鳥環)に関する命令⁽⁹²⁾が施行された。

かくしてライヒ自然保護法とこれに基づく各政令によって、全ドイツにわたる自然保護政策遂行の法的基礎が確立したのである。⁽⁹³⁾

- (1) Vgl. Bernatzky/Böhm, Bundesnaturschutzrecht, 9. Ergänzungslieferung (1989), Einleitung.; Beck-Texte Naturschutzrecht, 3. Aufl. s. IX.; ヴルリヒ・リンゼ『生態平和とブナキードイツにおけるエロロシー運動の歴史』(内田俊一・杉村涼子訳) 第一章参照。
- (2) Schütze-Naumburg, P.: Kulturarbeiten, Bd. I: Die Gestaltung der Landschaft durch den Menschen, München (1922), s. 14 f., dazu Barthelmeß, Alfred, Landschaft-Lebensraum des Menschen, s. 123. なお、後者の文献はエーロロンにおける景観保護 Landschaftsschutz と景観育成 Landschaftspflege に関する諸文献を網羅的に指摘し、重要な部分を引用しており、本稿を作成する上で大いに参考となった。
- (3) Meckelein, W.: Entwicklungstendenzen der Kulturlandschaft im Industriezeitalter, in: Reden und Aufsätze, T. H. Stuttgart 32 (1965) s. 25 f.
- (4) Barthelmeß, Alfred, Landschaft-Lebensraum des Menschen, s. 124.

(15) Bernatzky/Böhm, Bundesnaturschutzrecht, 9. Ergänzungslieferung (1989), § 1, Rdnr. 4によれば、文化景觀 Kulturlandschaftとは自然景觀 Naturlandschaftに対する概念で、多少なりとも人間の手の加わった景觀をいひ、以下のように分類できる。

- (a) 農業景觀 Agrarlandschaften
- (a a) 農業優先地域 landwirtschaftliche Vorranggebiete
- (b b) 農業問題地域 landwirtschaftliche Problemgebiete
- (b) 都市景觀 Stadlandschaften
- (c) 産業・工業景觀 Wirtschafts- und Industrielandschaften

これに対して自然景觀は、人間が一度も住んだことのない、あるいはそれと分かるような影響を受けていない景觀をさす。

- (6) Barthelmeß, Alfred, A. a. O., s. 127 ff.
- (7) 高橋理喜男著『緑の作戦—ヨーロッパと日本』一一四頁以下参照。
なお、ヨーロッパにおける中世から近代にかけての森林の意義についてはミシエル・ドヴェーズ著(猪俣禮二訳)『森林の歴史』文庫クセシエ、参照。
- (8) Buchwald, Konrad, Geschichtliche Entwicklung von Landschaftspflege und Naturschutz in Deutschland, Während des Industriealters, in: Buchwald, Engelhardt: Handbuch für Landschaftspflege und Naturschutz, Band 1, s. 97 ff., なお、同論文の翻訳として佐藤昌著『自然保護と緑地保全—欧州における自然環境保全』(一九七二)一一八頁以下があり、またどう論文の紹介として環境開発センター編『西ドイツの自然保護と景域保全』(一九七二)一三頁以下がある。
- (9) Buchwald, Konrad, A. a. O., s. 98 f.
- (10) Hirschfeld, C. C. L.: Das Landleben, Frankfurt a. M., s. 6 f., 44 f., dazu Barthelmeß, Alfred, A. a. O., s. 75, 76.

- (11) Vgl. Barthelmeß, Alfred, A. a. O., s. 76, 77.
- (12) Vgl. Barthelmeß, Alfred, A. a. O., s. 77.
- (13) Buchwald, Konrad, A. a. O., s. 99 f.
- (14) Däumel, G.: Gustav Vorherr und die Landesverschönerung in Bayern, in: Beiträge zur Landespflege. Bd. 1, Festschr. f. H. F. Wiepking, Stuttgart (1963), s. 344.
- (15) Vgl. Barthelmeß, Alfred, A. a. O., s. 206, 207.
- (16) Buchwald, Konrad, A. a. O., s. 99 f.
- (17) Vgl. Barthelmeß, Alfred, A. a. O., s. 129 ff.
- (18) Hardenberg, Th.: "Der Drachenfels-'seine'" Conservation vermittelt "Expropriation", in Rhein, Heimatpflege, N. F. IV (1968) s. 280f
- (19) 神皇正統記の推し進められたる水産の発展。Schoenichen, W.: Ur-Deutschland, Deutschlands Naturschutzgebiete in Wort und Bild, I, s. 49 ff.
- (20) Hardenberg, Th., A. a. O., s. 298.
- (21) Hardenberg, Th., A. a. O., s. 299 f.
- (22) Hardenberg, Th., A. a. O., s. 305.
- (23) Hardenberg, Th., A. a. O., s. 308.
- (24) Vgl. Barthelmeß, Alfred, A. a. O., s. 133.
- (25) Hardenberg, Th., A. a. O., s. 309 f.
- (26) Buchwald, Konrad, A. a. O., s. 101.
- (27) Buchwald, Konrad, A. a. O.
- (28) Feld= und Forstpolizeigesetz. Vom 1. April 1880. (Preussische Gesetzsammlung 1880, Nr. 19, s. 230 ff.
- (29) Gesetz, betreffend den Schutz von Vögeln. Vom 22. März 1888 (Preussische Gesetzsammlung 1888, s. 111

- ff.)
- (30) Gesetz zur Änderung des Feld- und Forstpolizeigesetz vom 1. April 1880. Vom 8. Juli 1920. (Preussische Gesetzsammlung 1920, Nr. 43, s. 437.)
- (31) Gesetz zur Änderung des Gesetzes, betreffend den Schutz von Vögeln, vom 22. März 1888 und zur Einführung des Vogelschutzgesetzes in Helgoland, Vom 30. Mai 1908. (Preussische Gesetzsammlung 1908 s. 314 f.) ; Vogelschutzgesetz, Vom 30. Mai 1908. (Preussische Gesetzsammlung 1908 s. 317 ff.)
- (32) Naturdenkmalの語は、たゞは富永猛「西ドイツにおける環境法制」二二頁以下では「自然記念物」の訳で紹介されており、他方連邦自然保護法の邦訳として、阿部泰隆教授は「天然記念物」とされ(環境調査センター編『各国の環境法 資料編 I』二二二頁以下)、また桜井保之助氏も同法案段階の紹介ではあるが「天然記念物」と訳されている。思つに、戦後とりわけ連邦自然保護法の成立を見るまでは比較的広い概念として使用されており、特に本稿でみるやうにコンヴェンツの時代のNaturdenkmal概念は極めて包括的な概念として用いられている。本稿では現在の用語法との混同を避けるため「自然記念物」と訳すことにする。
- (33) Rudorff, F.: Über das Verhältnis des modernen Lebens zur Natur, in: Preuss. Jb. 45 (1880) s. 261 ff.
- (34) Vgl. Barthelmeß, Alfred, A. a. O., s. 185.
- (35) Vgl. Barthelmeß, Alfred, A. a. O., s. 185, 186' なお前掲「ウルリヒ・リンゼ著『生態平和とアナキー』」一七頁以下参照。同著二二一、二三頁には郷土保護同盟の目的が紹介されている。
- (36) Vgl. Barthelmeß, Alfred, A. a. O., s. 177.
- (37) Biotop' 安定した生活環境をもった動植物の生息空間を表すが原語のままとする。
- (38) 一八三九年二月一九日ディンスラーケン Dinslaken で生まれ、一九〇八年一〇月二〇日没。一八八二年から枢密顧問官、プロイセン文化省 Kultusministerium 顧問官 Vortragender Rat に任官され、長年に渡りプロイセンの文化政策を決定づけた。その後、下記の「覚書」をコンヴェンツに委託するとともに、文化省のもとにベルリン国家自然記念物局を設置するべく助力した。こうした彼の活動はヒスマルクの支援を得たものであり、ヒスマルク自身が熱烈な

- 自然愛好者であつたといはれる(参照) Barthelmeß, Alfred, A. a. O., s. 306)°。
- (39) Vgl. Barthelmeß, Alfred, A. a. O., s. 177 f.
- (40) 自然記念物保護の動きに対しては「これによる土地所有権に対する制限反対を理由とする抵抗は強かつたようである。たゞえば、次のような発言がある。「私は、自然記念物保護に関する法律を非常に疑わしいものと考えている。それは、自由な所有権に対する決定的な侵害となる。特定の植物の消滅を防ぐ法律は、土地改良と耕作の拡大を妨害するべきでない」(Vgl. Barthelmeß, Alfred, A. a. O., s. 178.)
- (41) Vgl. Barthelmeß, Alfred, A. a. O., s. 179.
- (42) Vgl. Barthelmeß, Alfred, A. a. O., s. 180.
- (43) Vgl. Barthelmeß, Alfred, A. a. O., s. 181, 182.
- (44) Vgl. Schoenichen, W.: Naturschutz, Heimatschutz, Ihre Begründung durch Ernst Rudorff, Hugo Conwentz und ihre Vorläufer, s. 279.
- (45) Preußische Gesetzsammlung 1902, Nr. 23, s. 159.
- (46) Preußische Gesetzsammlung 1907, Nr. 35, s. 260 f.
- (47) Wohnungsgesetz, Vom 28. März 1918. (Preußische Gesetzsammlung 1918, Nr. 9, s. 23 ff.)
- (48) Vgl. Barthelmeß, Alfred, A. a. O., s. 186 ff.
- (49) Bayerisches Hauptstaatsarchiv: Akt "Naturschutz, Naturdenkmale". Bd. I, Nr. M K 14474.
- (50) Bayerisches Hauptstaatsarchiv: Akt, A. a. O., Bd. I, Nr. M K 14474.
- (51) Bayerisches Hauptstaatsarchiv: Akt, A. a. O., Bd. I, Nr. M K 14474.
- (52) Bayerisches Hauptstaatsarchiv: Akt, A. a. O., Bd. I, Nr. M K 14474.
- (53) 一九世紀後半からナチスの政権獲得に至るまでのドイツにおける青年運動を、ワンダーフォーゲルを中心に分析しているものとして、ウォルター・ブカー著(西村稔訳)『ドイツ青年運動—ワンダーフォーゲルからナチズムへ』、特に第一部を参照。

- (54) Vgl. Klages, L., *Die Mensch und Erde* ．またホーエン・マイスナーでの会議については、ウォルター・ラカー、前掲書五二頁以下参照。
- (55) Buchwald, Konrad, A. a. O., s. 101.
- (56) リュネブルガー・ハイテの保護をめぐる以下の記述については、Barthelmeß, Alfred, A. a. O., s. 134 ff. に依る。
- (57) 神奈川新聞社『緑のヨーロッパ』(合同出版、一九七六)二四頁以下参照。
- (58) Floericke, K., *Entwicklung, Stand und Aussichten der Naturschutzpark-Bewegung*, in: Verein Naturschutzpark, *Naturschutzparks in Deutschland und Österreich*, s. 16-19.
- (59) Brauns, W., *Der Heidepastor. Das Leben und Werk Wilhelm Bodes*, (1983) s. 149.
- (60) 神奈川新聞社、前掲書二六頁参照。
- (61) Stenographische Berichte Über die Verhandlungen, Haus der Abgeordneten, Dritter Band, (1898) s. 1958 f.
- (62) グルーネヴァルト(約三二〇〇ヘクタール)は、ベルリン中心地に最も近い場所であり、古くから多様な利用がなされてきた。もともとはブランテンブルク侯の管轄下であり、一六世紀から一八世紀にかけては狩猟場として利用された。一八世紀以降は広葉樹原生林を伐採し松の植林が行なわれ、一九世紀の半ばに至り旧来の家畜の放牧権も買い取られ、大々的な植林事業が開始された。行った動きに対して原生的景観を保存しようとの運動が市民の間にも見られ、ナートの国立公園提案を生んだものと考えられる。グルーネヴァルトについては、高橋理喜男著『緑の作戦—ヨーロッパと日本』(大月書店、一九八一)二二五頁以下を参照。
- (63) Barthelmeß, Alfred, A. a. O., s. 154.
- (64) Barthelmeß, Alfred, A. a. O., s. 154, 156.
- (65) Barthelmeß, Alfred, A. a. O., s. 156.
- (66) Barthelmeß, Alfred, A. a. O., s. 157 f.

第二次大戦後もこの地域は観光開発(とりわけ自動車道、山岳鉄道、リフト等の建設)、狩猟などによる自然破壊に

さらされてきた。一九七二年に至りバイエルン州ではこの地域を国立公園に指定する計画を進めた。一九七三年に公布されたバイエルン州自然保護法は、第八条で、国立公園の任務を次のように定義している。

「国立公園は、特に、自然の及び自然に近い生物社会、ならびにできるだけ種の豊富な土着の動植物現況の維持及び学問的観察に役立つものである。国立公園は、経済的利用を目的としない。国立公園は、保護目的が許す限りにおいて、人々の教育と保養目的に開かれるものとする」

かかる指定のために進められた国土整備計画手続 Raumordnungsverfahren の結果が一九七三年に出された。

「バイエルンアルプス公園に対して立法者が定めた、自然保護、近郊レクリエーションおよび観光促進という課題は、Königsee 自然保護地域に限ることはできない。アルプス公園を Königsee 自然保護地域を越えて拡大することは、必要なことと判断される。かくして拡大されるアルプス公園地域を、中心地区、保養地区及び開発地区に分類することを提案する。中心地区は、その北の境界を若干補正した Königsee 自然保護地域の全地域を含む。開発地区は Berchtesgaden 周辺の集落地域とする。保養地区には、主として Unterberg, Latengebirge, Reiteralpe 地域、および Gollmassiv の北の前山とつた山脈地域が入る。」

以上の報告に対しては、狩猟団体からの反対はあったが、一九七四年五月七日、バイエルン州政府は、四六〇km²に拡大した「アルプス公園」の「中心地区」を「Königsee 国立公園 Nationalpark」に指定する決定を下した。

自然愛好家たちの私的な運動として始められ、最後には、かくするうちに発展した国土整備計画上の諸努力の枠内で国家の行為のレベルに至ったこの取り組みは、これによって締めくくられたも同様であった。

(67) Barthelmeß, Alfred, A. a. O., s. 220 ff.

(68) Barthelmeß, Alfred, A. a. O., s. 221.

(69) Barthelmeß, Alfred, A. a. O., s. 222 f.

(70) Buchwald, Konrad, A. a. O., s. 103f. 環境開発センター編『西ドイツの自然保護と景域保全』（一九七二）一八頁以下参照。

(71) Gradmann, E., Heimatschutz und Landschaftspflege. (1910) s. 99 f., Buchwald, Konrad, A. a. O., s. 103

- f.
- (72) Schwenkel, H., Das Verhältnis der Kulturlandschaft zur Urlandschaft, in: Ber. v. Dt. Naturschutztag in Berlin (1931) s. 9 ff., dazu Barthelmeß, Alfred, A. a. O., s. 192 ff., Buchwald, Konrad, A. a. O., s. 103f. ドイツ自然保護連盟年次報告 植林部 一 頁参照。
- (73) Schwenkel, H., A. a. O.
- (74) 五十川ハチロー Barthelmeß, Alfred, A. a. O., s. 192 ff., Buchwald, Konrad, A. a. O., s. 103 f. 参照せよ。
- (75) Buchwald, Konrad, A. a. O., s. 103.
- (76) Preussische Gesetzsammlung, 1920, s. 286 ff.
- (77) Gesetz, betreffend den Schutz von Vögeln, Vom 22. März 1888 (Preussische Gesetzsammlung 1888, s. 111 ff.)
- (78) Gesetz zur Änderung des Feld= und Forstpolizeigesetz vom 1. April 1880, Vom 8. Juli 1920. (Preussische Gesetzsammlung 1920, Nr. 43, s. 437.)
- (79) Preussische Gesetzsammlung, 1922, Nr. 33, s. 213 ff.
- (80) Bundesnaturschutzgesetz-BNatSchg., vom 20. 12. 1976, Bundesgesetzblatt, I s. 3573.
- (81) Reichsgesetzblatt, 1933, Teil I, Nr. 105, s. 659 ff.
- (82) Verordnung zur Regelung der Bebauung vom 15. 2. 1936.
- (83) Verordnung über Baugestaltung vom 10. 10. 1936.
- (84) Beck-Texte NaturschutzR. 3. Aufl. s. IX.
- (85) A. a. O., s. IX.
- (86) Reichsnaturschutzgesetz, Vom 26. Juni 1935, in: Reichsgesetzblatt 1935 Teil I, Nr 68, s. 821 ff.
- (87) Reichsgesetzblatt 1935 Teil I, Nr 68, s. 826.

- (86) Verordnung zur Durchführung des Reichsnaturschutzgesetzes, Vom 31. Oktober 1935, in: Reichsgesetzblatt 1935 Teil I, Nr. 120, s. 1275.
- (87) Verordnung zum Schutze der wildwachsendes Pflanzen und der nichtjagdbaren wildlebenden Tiere (Naturschutzverordnung), Vom 18. März 1936, in: Reichsgesetzblatt 1936 Teil I, Nr. 25, s. 181 ff.
- (88) Wallheckenverordnung vom 29. 11. 1935, in: Reichs- und Staatsanzeiger 1935 Nr. 283.
- (89) Reichs- und Staatsanzeiger 1936 Nr. 34.
- (90) Vogelberingungsverordnung, Reichsgesetzblatt 1937 Teil I, s. 331.
- (91) ナチス政権のもとの統一的自然保護法の成立、そしてこれを補充する植物保護、動物保護、および景観保護のための各法令の矢継ぎ早の施行がいかなる背景によるものなのか、本稿でみた一九世紀から二〇世紀初頭に至るまでのドイツにおける、種々の要素をはらんだ自然保護思想の高揚の成果に尽きるのか、他の要因が働いていることなのかは慎重に検討しなければならない点である。次稿においてこの点にも焦点を当てて検討したい。

資料 関係法令仮訳

一八八〇年四月一日のプロイセン耕地・森林警察法 Feld = und Forstpolizeigesetz, Vom 1. April 1880, in: Preussische Gesetzsammlung 1880, Nr. 19, s. 230 ff. (抄訳)

第一八条

あらゆる種類の園設備 Gartenanlage、葡萄畑、果樹設備、苗木仕方場、国の養樹園、畑、牧草地、牧場、広場、水域、街道又は堀から、果樹園果実、農作物又はその他の土地生産物を窃取した者は、一五〇マルク以下の罰金刑又は拘留に処する。

(2)略

第一九条

ドイツにおける自然保護・景観育成の歴史的發展過程と法 (北山)

一八条により罰せられる窃取が、以下の仕方で行なわれる場合には、五〇マルク乃至一五〇マルク以下の罰金刑又は拘留に処する。

- (1) より大量に持ち去るために適した器具、車両又は運搬用役畜を使用し、
- (2) 斧、鋸、ナイフ、鋤またはこれらと同様の道具を利用し、
- (3) 囲いのある領域に忍び込んで、
- (4) 雇用者に逆らつて、
- (5) 当該窃取が森林窃盗として罰せられていない場合には、松材、樹脂、樹液、根、樹皮または立木の新芽につきなされる場合。

第二四條

第一八條及び三〇條の場合を除き、権限なく以下の行為を行なつた者はそれによつて損害が生ずる限り、一〇マルク以下の罰金刑または三日以下の拘留に処する。

- (1) 国境の带状草原、街道、牧場への家畜通路もしくはその際、あるいは堀の際もしくは堀の中に、生育している草またはその他の家畜の飼料を刈り取りもしくはむしり取ることに、
- (2) 樹木、灌木もしくは藪から葉を摘み取りまたは枝をおること。

第二五條

権限なく以下の行為を行なつた者は、三〇マルク以下の罰金刑または一週間以下の拘留に処する。

- (1) 畑、牧草地、牧場、園、果樹設備または葡萄畑から肥料を集めること、
- (2) 骨を掘り捜し集めること、
- (3) 落穂を拾ふこと。

第二六條

権限なく以下の行為を行なつた者は、三〇マルク以下の罰金刑または一四日以下の拘留に処する。

- (1) 刑法典第三六條七號の場合を除き、岩石、碎片、岩屑またはごみを土地に投棄もしくは土地に埋めること、

- (2) 麻布、洗濯物その他これと同様の客体を漂白、乾燥その他同様の目的で広げ、蓄えること、
- (3) 動物の死体を放置し、埋め又は蓄えること、
- (4) 蜜蜂の巣箱を配置すること。

第二七条

権限なく以下の行為を行なった者は、五〇マルク以下の罰金刑または一四日以下の拘留に処する。

- (1) 一八七四年五月三〇日の漁業法第五〇条七号の場合を除き、亜麻または大麻を赤く染める行為
- (2) 水域で獣皮を水に漬けまたは洗濯しあるいは羊を洗う行為
- (3) 刑法典第三六六条一〇号の場合を除き、水域を汚染し又はその他の方法で水域の利用を困難にしもしくは妨げる行為。

第二八条

権限なく以下の行為を行なった者は、五〇マルク以下の罰金刑又は一四日以下の拘留に処する。

- (1) 農地に放置されている他人の農機具を使用する行為
- (2) 周囲を取り囲んである土地にある、通路もしくは入口を遮断するための設備を開放しまたは開いたまま放置する行為
- (3) 他人の土地に穴を作る行為。

第二九条

刑法典第三六七条一、二号の場合を除き、当局の命令に反して以下の行為を怠った者は、一五〇マルク以下の罰金刑または拘留に処する。

- (1) 周囲を囲うことまたは埋めて塞ぐことを義務づけられている、採石場、ローム坑、砂採取場、砂利採取場、泥灰土採取場、石灰坑もしくは粘土坑、炭坑の立坑、採鉱立坑または株の掘り返しで生じた穴を囲い、または埋める行為
- (2) 氷結面に作った裂け目を明確な目印で接近に対して警告し安全を確保する行為。

第三〇条

権限なく以下の行為を行なった者は、一五〇マルク以下の罰金刑または拘留に処する。

(1) 刑法典第三〇五条の場合を除き、他人の私道又はその付属施設を破壊し、汚しもしくは他の方法でその利用を困難にする行為

(2) そこを通る必要もないのに、設置されている公道もしくは私道の側道(歩道)を車で通り、または車道の標識として置かれている石、粗朶束もしくはその他の印を取り除きもしくは乱す行為

(3) 刑法典第二七四条二号の場合を除き、石、杭、掲示板、藁の小束もしくは育成林、丘、堀、または土地もしくは道路の区画、遮断あるいは測量のために使う同様の目印又は標識、水位を示すために決められた印、ならびに道標を持ち去り、破壊し、倒し、傷つけもしくは分からなくする行為

(4) 囲い、柵、あるいは周囲を囲ってある土地へ通じる道もしくは入口の遮断のための設備を傷つけまたは破壊する行為

(5) 刑法典三〇四条の場合を除き、立木、灌木、農作物、樹木を保護するための杭またはその他の設備を傷つける行為。若木、果樹、観賞用樹木または観賞用灌木が傷つけられた場合には、罰金刑は一〇マルク以上とする。

第三一条

刑法典第三二一条及び第三二六条の場合を除き、権限なく土地の灌漑のために水を引き、または堀、土塁、水路、その他引排水のための設備を設置し、変更し、傷つけあるいは取り除いた者は、一五〇マルク以下の罰金刑または拘留に処する。

第三二条

刑法典第三〇八条の場合を除き、地方警察当局又は地方当局に事前に届け出ることなく、野外の自己の泥炭沼 *Torfmoore*、ヒース *Heidekraut* もしくは湿地帯の中の芝の生えた小高い場所に火をつけ、あるいはこの燃やすことに關して警察上命じられている規定上の決まりを顧慮しない者は、一五〇マルク以下の罰金刑又は拘留に処する。

第三三条

刑法典第三六八条一―号の場合を除き、他人の土地で権限なく狩猟禁止鳥類を捕獲し、鳴禽類を捕獲するための罾その他これと同様の装置を設置し、鳥の巢を破壊し又は鳥の卵もしくは雛を取り去る者は、三〇マルク以下の罰金刑又は一週間以下の拘留に処する。

第三四条

刑法典第三六八条二号の場合を除き、有用動植物の保護のため又は有害動植物の絶滅のため発せられた警察命令に違反した者は、一五〇マルク以下の罰金刑又は拘留に処する。

第三五条

権限なく以下の行為をした者は、一〇〇マルク以下の罰金刑又は四週間以下の拘留に処する。

- (1) 立木、伐採用樹木、伐採された幹、泥炭、木材、その他の森林生産物の積み上げられた山につけられた森林用ハンマー又は切断機の印、幹・山番号、または区画番号を抹消し、不明にし偽造もしくは改変する行為
- (2) 伐採された幹または山積みされた材木、泥炭もしくは榿を害し、ひっくり返しあるいは支柱を取り去る行為。

一九二〇年七月八日G. 一八八〇年四月一日プロイセン耕地・森林警察法改正法 Gesetz zur Änderung des Feld- und Forstpolizeigesetzes vom 1. April 1880. Vom 8. Juli 1920.

一八八〇年四月一日のプロイセン耕地・森林警察法第三四条は、以下のように改正する。

所轄の大臣および下級の警察当局は、動物種、植物及び自然保護地域の保護のため、ならびに有害動植物の駆除のために命令を発することができる。これはまた海浜及び沿岸海に対しても発することができる。

この命令の違反は、一五〇マルク以下の罰金刑または拘留により処罰される。

以上

鳥類保護法 Gesetz, betreffend den Schutz von Vögeln. Vom 22. März 1888., in: Preussische Gesetzsammlung 1888, s. 111.

第一条

鳥の巢もしくは孵化所を破壊し、または奪うこと、卵を破壊しまたは奪うこと、雛を奪い殺すこと、これらの禁止に違反して取得された巢を市場に出し販売することは禁じられる。

但し、所有者、利用権者及びその代理人は、自己の建物もしくは中庭にある巢を自由に取り除くことができる。

本条の禁止は、海辺の鳥、アシサシ、カモメおよびタケリの卵の採集、市場に出すこと及び販売には適用しない。但しラント法またはラント警察命令により、特定の場所もしくは特定の期間につきこれらの鳥の卵の採集を禁じることが出来る。

第二条

以下の行為もまた禁じられる。

(a) 夜間、とりもち、罾、鳥網または武器による鳥の捕獲及び殺戮。日没一時間後から日の出一時間前までの時間を夜間とみなす。

(b) 土地が雪でおおわれている間のあらゆる方法による鳥の捕獲。

(c) 麻醉性のもしくは毒性の成分を混入した穀粒またはその他の飼料を使用した、または外部から見えない囲を使用した鳥の捕獲。

(d) 罾の鳥かご及び罾の箱、梁、大規模な罾網及び引き網の使用、ないしは可動で携帯用の網、土地に固定した、または畑、藪、ヨシタケあるいは通り道を横断して固定された網を使用しての鳥の捕獲。

連邦議会 Bundestag は、その他特定の捕獲方法、ならびに鳥の大量殺戮を可能とする手はずによる捕獲を禁じることが出来る。

第三条

三月一日から九月一五日までの期間、鳥の捕獲及び殺戮、ならびに殺した鳥を市場に出すこと及び販売はすべて禁じ

る。連邦議会は、特定の種類の鳥の捕獲及び殺戮、ならびにこれらを市場に出すこと及び販売をすべて、あるいは特定の

期間もしくは特定の地区につき禁じることができる。

第四条

鳥の捕獲または殺戮を目的として待ち伏せするあらゆる種類のもの、とりわけ網、罟、もち竿またはその他の捕獲装置の設置は本法にいう捕獲とみなす。

第五条

狩猟可能な野鳥・獣とそれらの抱卵および雛、ならびに魚とその抱卵を待ち伏せする鳥は、狩猟・漁業に関するラント法規定に従い、狩猟・漁業権者がこれを殺戮することができる。

葡萄畑、庭園、手入れされた田畑、樹木栽培場、種苗場および苗木仕立場において鳥が損害を与える場合には、ラント政府の支持する官庁は、この損害の回避のために不可欠である限りにおいて、土地の所有者、利用権者、それらの代理人、または公の保護官 *Schutzbeamten* (森林監視員 *Forshtter*、田畑監視員 *Feldhtter*、耕地監視員 *Pflrschutzen* 等) に、関係地域内において、かつ第三条一項に示された期間内において、これらの鳥の殺戮を許可することができる。これらの許可に基づき取得された鳥を市場に出し、販売することは、認められない。

同じく、第二項で指示された官庁は、学術目的、または教育目的、ならびに室内(鳥かご)で飼う小鳥の捕獲のため、特定の期間、特定の地域につき本法第一条乃至第三条の規定の例外を認めることができる。

連邦議会は、第二項及び第三項に示された例外が認められるべきものとされるより詳細な要件を定める。

第二条 b の規定につき、連邦議会は、特定の地域につき一般的な例外を認めることができる。

第六条

本法の規定に反する違法行為または本法に基づき連邦議会が発する命令に反する違法行為は、一五〇マルク以下の罰金刑または拘留に処する。

自らの監督下にありかつ家族の一員である子供、またはその他自らに従属するものが本法の規定に違反するのを止めることを怠った者は、前項の刑罰に服する。

第七条

罰金刑または拘留とともに、禁止に違反し入手し、市場に出しまたは販売された鳥、巢、卵、ならびに鳥の捕獲または殺戮のため、巢、孵化所もしくは卵の破壊または奪取のために使用されまたは設置された道具の没収は、没収されるべき客体が有罪を宣告された者の所有に属すると否とにかかわらず、命ずることができる。

特定の者の訴追または有罪宣告が行えない場合には、前項に示された措置は独立に下すことができる。

第八条

本法の規定は、以下のものには適用しない。

- (a) 私的所有に属する家禽
 - (b) ラント法に従い狩猟可能な鳥
 - (c) 以下の表に掲げる鳥の種類
- 1 チョウゲンボウを例外とする昼間の猛禽
 - 2 ワシミミズク
 - 3 モズ(ノインテーター)
 - 4 イスカ
 - 5 すずめ(家すずめ、畑すずめ)
 - 6 シメ
 - 7 鳥種の鳥(ワタリガラス、ラーベックレーエン、ハイイロガラス、ミヤマガラス、コガラス Dohler、カササギ、カケス、ホシガラス Nugg^{||} oder Tannenheher)
 - 8 野鳩(ジュズカケバト、ホルタウベン Hohltauben、キジバト)
 - 9 オオバン Wasserhühner (Rohr^{||} und Bleghühner)
 - 10 サギ(サギ、ゴイサギ、サンカノゴイ)
 - 11 アイサ
 - 12 内陸で抱卵しないすべてのカモメ

13 ウミウ

14 水に潜る鳥 (カワセウ Eistaucher, Haubentaucher)

従来の方方により行なわれるツグミの捕獲は、九月二日から十二月三十一日までの期間に限り、本法の規定の関知するところではない。

ツグミの捕獲に際し、ツグミ以外に、本法により保護されている鳥を意図せず共に捕獲した権利者は、罰せられない。

第九条

鳥類保護のために本法を越える禁止を内容とするラント法上の規定は、影響を受けない。但し、ラント法規定に基づき下される刑罰は、本法に定められた刑罰を越えてはならない。

第一〇条

本法は、一八八八年七月一日より施行する。

以上

景観として傑出した地区の醜悪化に対する法律 一九〇二年六月二日 (Gesetz gegen die Verunftaltung landschaftlich hervorragender Gegenden, Vom 2. Juni 1902, in: Preussische Gesetzsammlung 1902, Nr. 23, s. 159. ラント警察当局は、景観として傑出している地区の醜悪化を阻止するため、一八八三年六月三〇日の一般ラント行政に関する法律 (Gesetz II Samml., s. 196) に基づく警察命令により、景観像を醜悪にする看板その他の表示物及び図表を、人家の密集した集落の外部において禁止する権限を有する。これはまた個々の郡またはその一部に対しても発することができる。

以上

集落及び景観として傑出している地区の醜悪化に対する法律 一九〇七年七月一日 (Gesetz gegen die Verunstaltung von Ortschaften und landschaftlich hervorragenden Gegenden, Vom 15. Juli 1907, in: Preussische

Gesetzsammlung 1907, Nr. 35., s. 260 ff.

第一条

建築及び改築の実施に関する建築警察上の許認可は、これが実施されたならば集落の道路または広場もしくは当該地区の像 (Ortsbild) が著しく醜悪化されるであろう場合には、拒否しなければならない。

第二条

地方条例は、歴史的または芸術的に重要な特定の街道及び広場について、当該地区または街道の像の個性が害されるおそれのあるとき、建築及び改築の実施に関する建築警察上の許認可が拒否されるべきものと定めることができる。また地方条例は、歴史的または芸術的に重要な個別の建築物に対する改築の実施、及びかかる建築物の周辺における建築及び改築の実施に関する建築警察上の許認可が、当該建築物の個性もしくは当該建築物がもたらす印象が建築実施により害されるおそれがあるときには拒否されるべきものと定めることができる。

建築設計図に従った建築の実施が建築場所周辺の特色に重要な点で相応しており、かつ地方条例に基づき要求される変更の費用が建築主の負担となる建築実施費用と相応な関係にない場合には、当該地方条例は適用されないものとする。

第三条

地方条例は、看板、ショーケース、表示物及び図表の取付には建築警察当局の許認可を必要とするものと定めることができる。かかる許認可は、第一条及び第二条により建築実施に関する許認可が拒否されるべき要件と同じ要件に基づき拒否されるものとする。

第四条

地方条例は、特定の土地の耕作、ならびに別荘地区、海水浴場、華やかな大通り Prachtstragen について、他の場合であれば建築警察上許される程度を越える必要条件を定めることができる。

第五条

第二条及び第四条の場合には、地方条例の議決には、専門家の意見聴取があらかじめ行われなければならない。

第六条

第二条に基づき発せられた地方条例に別段の定めがない限り、許可の許否に先立ち、専門家及び市町村首脳部 *Gemeindevorstand* に対する意見聴取が行われなければならない。建築警察当局が、市町村首脳部の提案に反して許可を与えようとする場合には、決定を持ってこれを市町村首脳部に通知しなければならない。市町村首脳部は、この決定に対して二週間以内に監督官庁に抗告する権限を有する。

市町村首脳部が多数の者により構成されておらず *nicht aus Mehrheit von Personen besteht*、しかも市町村長（市長）が同時に地域の警察監督者である市町村においては、地方条例に別段の定めのない限り、市町村長に支障のある場合これを代理しなければならない地方公務員が、市町村首脳部を代位する。

第七条

郡行政委員会 *Kreisausschuss* は、独立した農場区域 *selbständige Gutsbezirke* につき、地方条例で定められるよう留保されている規定を、農場長 *Gutsvorsteher* の意見聴取の後に公布することができる。郡行政委員会の決定は、県行政委員会 *Bezirksausschuss* の同意を必要とする。第二条一項、第五条及び第六条の規定は、本条と同様に適用せられる。

第八条

建築及び改築の実施により景観像が著しく醜悪化される恐れがあるが、別の建築場所を選択することにより、あるいは別の建築構造もしくは別の建築材料を使用することによりこれを回避することができる場合、県知事 *Regierungspräsident* は、行政区域の景観として傑出した部分について、県行政委員会の同意を得て、集落の外での *außerhalb der Ortschaften* 建築及び改築の実施のための建築警察上の許可が拒否されるものと規定する権限を有する。

許可を拒否するに先立って、専門家及び市町村首脳部の意見が聴取されなければならない。市町村首脳部が多数の者により構成されておらず *nicht aus Mehrheit von Personen besteht*、しかも市町村長（市長）が同時に地域の警察監督者である市町村においては、地方条例に別段の定めのない限り、市町村長に支障のある場合これを代理しなければならない地方公務員が、市町村首脳部を代位する。

以上

国民の健康のための樹木現況の維持及び沿岸路の維持と開放のための法律 Gesetz zur Erhaltung des Baumbestandes und Erhaltung und Freigabe von Uferwegen im Interesse der Volksgesundheit, Vom 29. Juli 1922., in: Preussische Gesetzsammlung 1922, Nr. 33., s. 213 ff.

第一条

(1) 県委員会 Provinzialausschuss (ベルリンにおいては市参事会 Magistrat、ルール炭鉱地区の住宅開発連合地区においては連合委員会)は、職権による工業界・農業界代表および市町村・郡の意見聴取の後、大都市地域のまたは大都市近郊の、湯治場または療養地近郊の、あるいは工業地域のいずれの樹木現況及び緑地 Baumbestände und Grünflächenが国民の健康を顧慮して、または住民のレクリエーション地として維持されるべきか、徒歩旅行の促進のために海洋・河川沿いのいずれの沿岸路を現に存する公道以外に歩行者の通行に供するべきかを決定する。

(2) 樹木現況及び緑地が「近郊に」あるかどうかの判断に際しては、通常都市の境界線から周囲八キロメートルの領域を越えてはならない。このことは、この領域に樹木現況及び緑地が存在しない場合であっても同様とする。

(3) 樹木現況、緑地及び沿岸路は目録に登録されるものとする。ルール炭鉱地区の住宅開発連合地区においては、一九二〇年五月五日のルール炭鉱地区住宅地開発連合のための連合秩序に関する法律(Gesetzsamml. s. 286)第一六条三号に従い作成される目録に登録されているかもしくは登録される予定である場合には、当該樹木現況を(本法による)目録に登録する必要はない。

(4) 目録には、維持されるべき樹木現況と緑地の範囲、沿岸路の状態、幅員及び全長が記載された計画書を添付するものとする。

第二条

(1) 県委員会(ベルリンにおいては市参事会、ルール炭鉱地区の住宅開発連合地区においては連合委員会)の決定

- は、計画書もしくは計画書の一部の写しを添えて関係市町村、郡及び土地所有権者に送付しなければならぬ。
- ルール炭鉱地区の住宅開発連合地区においては、連合委員会による目録の作成と公表につき、一九二〇年五月五日のルール炭鉱地区住宅地開発連合のための連合秩序に関する法律(Gesetzsamml., S. 286)第一六条一項三号に定められている規定が適用される。但し、職権による工業界・農業界代表の意見聴取がなされねばならない。
- (2) 決定に対しては四週間以内に県協議会 Provinzialrat (連合協議会 Verbandsrat) に異議申し立てを行い、同協議会の判断に対しては同期間内に厚生大臣一林地に関しては厚生大臣 Minister für Volkswohlfahrt 及び農林大臣 Minister für Landwirtschaft, Domänen und Forsten、工業的利益が問題となる場合にはさらに、通産大臣 Minister für Handel und Gewerbe に対しても可能に異議申し立てを行なうものとする。但し、異議の申し立ては延期の効力をもたない。

(3) 目録への登録は、最終的確定の後、公告されるものとする。

第三条

(1) 目録(第一条)に登録された樹木現況及び緑地の木材保有高の変更を生ぜしめる措置は、行政区長官 Regierungspräsidenten (ヘルリン)においては上級長官 Oberpräsidenten、ルール炭鉱地区の住宅開発連合地区においては連合長官 Verbandspräsidenten) の許可を要する。

(2) 第一に木材生産を目的とし、林業計画(施業計画 Betriebsplan または施業鑑定 Betriebsgutachten) に従い経営される土地、あるいはその経営が国家もしくは地方自治体の所轄官庁の管理に基づき、または農業委員会の管理に基づき、あるいは国家により承認された森林所有者組合(森林所有者組合 Waldbesitzervereinen、森林保育組合 Waldbauvereinen、農民組合 Bauernvereinen 等)の管理に基づき行なわれている土地については、当該経営計画が本法の諸規定を斟酌して行政区長官(上級長官、連合長官)により承認され許可されている場合にはそれに従う。

(3) 行政区長官(上級長官、連合長官)は、第一項による木材現況の変更について、それが単に個別の林分もしくは並木路に関する限り、かかる変更に対する許可権限を、郡においては郡長、都市においては上級警察当局に委

任することができる。厚生大臣は、連合長官の許可権限を連合長官の提案に基づき連合理事に部分的にもしくは包括的に委任することができる。委任は公告されるものとする。

(4) 許可の付与(第一、一及び三項)には、予めできる限り関係市町村、郡、および住宅開発連合地区については連合の意見を聴取しなければならない。

(5) 決定は、林地については、育成的な林業の諸原則、森林所有者及び公共の福祉の利益を適切に考慮して、農業委員会によって指名された森林の専門家の意見を聴取した後になされるものとする。森林所有者が当該専門家を忌避した場合には、行政区長官(上級長官、連合長官)は、森林所有者が選任した一名を加えた三名の専門家を指名するものとする。国有林においては、農業委員会によって指名されるべき専門家に代わり、所轄の上級営林署長がこれに当たる。所有者の特別な要求がある場合には、一切の決定に際して考慮されるべきものとする。許可には、特別な条件、とりわけ伐採地の再植林の条件を付すことができる。

(6) 所有者または利用権者自身の家政において使用する狭い範囲の木材利用に関しては、許可を要しない。昆虫による害の危険を取り除くため、あるいは風もしくは雪による樹木の被害により必要となる介入、ならびに劣悪な状態の土地もしくは火災により破壊された土地の植林のための措置についても同様とする。

(7) 木材保有高の変更が田園、水域、山地警察上許可されるべき施設の設定または営業により必要とされる場合にも、許可を要しない。但し、許可につき管轄権を有する警察当局は、許可の付与に先立ち、関係市町村、郡、および住宅開発連合地区においては同連合の意見を聴取しなければならない。

(8) 行政区長官(上級長官、連合長官)の決定に対しては、四週間以内に厚生大臣及び農林大臣に、また工業的利益が問題となる場合には、通産大臣に対する異議申し立てが認められる。異議申し立ては関係市町村、郡、及び住宅開発連合地区においては同連合によって提起されることができる。

(9) ラント協議会 Landrat または地区警察当局による許可の拒否に対しては、四週間以内に行政区長官(上級長官、連合長官)に対して、連合理事による許可の拒否に対しては同期間内に連合長官に対して異議申し立てが認められる。行政区長官(上級長官、連合長官)の判断は最終的なものとする。

第四条

(1) 第一条で考えられている種類の樹木現況の木材利用が、住民の健康またはレクリエーションの利益のために、林業上の諸原則及び規則により認められているよりも強力に制限される場合には、当該樹木現況の目録への登録に利害を有する市町村または郡により、相当の補償が与えられねばならない。いずれの市町村(郡)がこれに該当するか疑問のある場合には、県委員会(連合委員会)がこれを決定する。いくつかの県(または県と住宅地開発連合あるいはベルリン市)に渡る場合には、厚生大臣がこれを決定する。

(2) 補償額、あるいは関係市町村(郡)における補償の分担に関する一致が得られない場合には、関係者の申し立てに基づき地区委員会(連合理事)が決定する。但し地区委員会(連合理事)は、考慮される市町村(郡)の數に関する県委員会(連合委員会、各大臣)の予備決定に拘束される。評価手続きの費用は、補償を支払わなければならない市町村または郡が負担する。

(3) 第三条に基づき生ずる制限は、関係市町村または市町村連合が関係する土地を賃借しているかもしくは購入している場合を除き、一〇年の経過をもって所有者または利用権者の請求により廃止される。経営者は樹木現況を維持する義務を負う。

第五条

地区警察当局は、樹木保護の実施を監視し、許可なく木材現況の変更を生ぜしめる措置を一般ラント行政法 Gesetz über die allgemeine Landesverwaltung vom 30. Juli 1883 (Gesetzsamml. s. 195) 第一三二条以下の規定に従い地区警察当局に委ねられた一切の強制手段をもって阻止しなければならない。

第六条

(1) 第一条三項に規定された公告の日からすべての関係市町村は、またはこれに代わる県(ルール炭鉱地区の住宅開発連合地区においては連合)は、土地所有者に徒歩通行のための沿岸路の開放を要求する権限を有し、また自ら沿岸路を通行可能とするために必要な措置をとる権限を有する。当該地方の慣行上の放牧は妨げてはならない。必要があれば予め水飲み場を設置することができる。

(2) 沿岸路の水域側での建築施設の設置—小規模の建物・施設、ボートハウス、水浴び施設、船着場及び同様の建物を除き—、ならびに一メートル以上の高さの生け垣は、禁じられる。地区委員会(連合理事)の許可ある場合にのみ例外が認められる。

第七條

(1) 沿岸路の開放につき、また、すでに土地が垣根で囲まれていた場合には、歩行路との境界として合目的な垣根をその土地の残余の部分に設置する費用につき、補償が支払われるべきものとする。

(2) 補償は、特別な権原から他のものがこれを負担しなければならないのでない限り、開放を管理する市町村(権、住宅地開発連合)が負担する。

(3) 第四條二項をこれに準用する。

第八條

(1) 所有権者、森林組合員、利用・使用・地役権者ならびに第一條にいう樹木現況の賃借人もしくは買受人、またはそれらの代理人が、故意または過失により許可なく木材保有高を変更した場合には、取得した産物の価格の二倍の額以下の罰金刑に処する。

(2) 産物が取得されていないかもしくは斟酌すべき情状がある場合には、故意の場合には一〇〇〇〇マルク以下、過失の場合には三〇〇〇マルク以下の罰金刑に処する。

第九條

本法の実施に役立つ一切の手續き及び事務は、任意の裁判権の手續き・事務を含め、料金・印紙税を免除する。

第一〇條

(1) 目録に登録された沿岸路を、その開放が所轄官庁から要求された時から、故意に垣で囲みもしくは橋を取り除き溝を掘りまたはその他の方法で自由な歩行通行をできなくしもしくは閉鎖するものは、五〇〇〇マルク以下の罰金刑に、また支払い不能の場合には相当な拘留に処する。

(2) 同時に閉鎖物の除去または禁止に違反して設置された施設の除去は警察強制の手段によって行なわれる。

第一条

第一条により目録及び計画の最初の作成を委ねられた関係官庁は、本法に掲げられた事務につき国家及び市町村の関係官庁の強力を無料で要請することができる。

第二条

本法は、転換手続きにおける土地改良管轄当局の管轄権に変更を加えるものではない。

第一三条

行政区長官（ベルリンにおいては上級長官、ルール炭鉱地区の住宅開発連合地区においては連合長官）は、第一条に示された地域の樹木現況の暫定的保護のために、警察命令を発し、違反行為に対しては一月以下の拘留及び一五〇〇マルク以下の罰金刑により威嚇することができる。これらの警察命令は、目録の最終的な確定をもって、少なくとも本法の施行後一二月月をもって廃止されるべきものとする。

第一四条

(1) 本法は、公布の日から効力を有する。

(2) 関係大臣は本法の執行を委任されるものとする。

以上

ライヒ自然保護法 Reichsnaturschutzgesetz vom 26. 1. 1935. in: Reichsgesetzblatt 1935 Teil I, Nr 68., s. 821 ff
かつてと同じく今日、山野の自然は、ドイツ民族にとって憧れであり、喜びであり、保養である。

郷土の景観はかつてと比べて根本的に変化し、景観を覆っていた植物は、集約的な農林業、一面的な耕地整理、そして針葉樹植林によって様相を一変した。郷土の景観の持っていた自然の生命空間とともに、森林と草原に生命を与えていた多種多様な動物界も消滅した。

この展開は、多くは経済的な要請であった。しかし今日、ドイツの景観のかかる変化の持つ理念的、さらにはまた経済的な損失は明確になっている。

世紀の変わり目頃に生まれた「自然記念物育成 [Naturdenkmalpflege]」は、本質的な政治的世界観の諸前提が欠けていたために、部分的な成果しかもたらすことができなかった。ドイツ人を改革することによって初めて、有効な自然保護のための諸前提が生み出されたのである。

ドイツ帝国政府は、最も貧しい国民同胞にもドイツの自然美への共感を保障することをその義務と考える。従って帝国政府は、以下のライヒ自然保護法を決定し発布する。

第一章 本法の適用範囲

第一条 自然保護の対象

本ライヒ自然保護法は、郷土の自然をあらゆる現象において保護し育成することを目的とする。本法にいう自然保護は、

- (a) 植物及び禁猟動物、
- (b) 自然記念物及びその周辺域、
- (c) 自然保護地域、
- (d) その希少性、美、個性の故、あるいはそれが有する学術的、郷土的、森林・狩猟的重要性の故にその維持が一般の利益となる、野外自然におけるその他の景観部分に及ぶ。

第二条 植物及び動物

植物及び禁猟動物の保護は、希少なもしくは絶滅の危機に瀕する動植物種の維持、及び植物、植物の一部もしくは動物の濫伐・濫獲及び濫りに利用すること（例えば、装飾用小枝 *Schnuckreisig* の取引、乾性植物 *Trockenpflanzen* の取引もしくは交易、蝶またはその他の装飾のための動物の大量捕獲及び工業的利用）の防止を含む。

第三条 自然記念物

本法において自然記念物とは、自然の個別創造物であり、かつその学術的、歴史的、郷土的・民俗学的意義の故に、

またはその他の個性の故に、その維持が公の利益となるものをいう(たとえば、岩石、地質学的露頭 *erdgeschichtliche Aufschlüsse*、漂石、水河跡 *Gletscherspuren*、源泉、流水、瀑布、古木もしくは稀少木)。

第四条 自然保護地域

(1) 本法において自然保護地域とは、その全体性(地質学的に重要な形態を有する景観、自然の植物群落 *Pflanzenvereine*、自然の動物群集 *Lebensgemeinschaft*)において、または個々の部分(鳥類野生地、鳥類棲息樹木、植物域 *Pflanzenschoerbezirke* 等々)において、学術的、歴史的、郷土的・民俗学的理由から、あるいは景観美もしくは個性の故に、自然の特別な保護が公の利益となる特定の区画された区域をいう。

(2) 傑出した広さと重要性を持つ帝国所有の、もしくは公有の区域(帝国自然保護地域—一八条)は、その全部または一部を、専ら自然保護の目的のためにのみ適用することができる。

第五条 その他の景観部分

さらに本法による保護は、第三条及び第四条の諸要件に該当しないが、しかし当該景観像の誉れとなりこれに生氣を与えるのに寄与し、または動物界のため、とりわけ鳴禽及び小獣の維持に役立つ野外景観のその他の景観部分(たとえば、樹木、樹木群・叢林群、畔、並木道、古い砦 *Landwehr*、防護生け垣及びその他の生け垣、ならびに公園及び墓地)にも及ぼすことができる。当該保護は、景観像を破壊する侵害から守ることに拡大できるものとする。

第六条 諸制限

国防軍、

重要な公共交通路、

海洋航行及び内水航行または

生活上重要な企業

の目的に、専らもしくは主として供せられている土地は、自然保護のためにその利用が侵害されてはならない。

第二章 自然保護官庁 *Naturschutzbehörden* 及び自然保護局 *Naturschutzstelle*

第七条 自然保護官庁

ドイツにおける自然保護・景観育成の歴史的発展過程と法 (北山)

- (1) 自然保護官庁は、
- (a) 全ライヒに対する最上級自然保護官庁としてのライヒ林野長官 Reichsförstmeister、
 - (b) 当該地域の上級及び下級行政庁とする。

(2) 林野長官は、本法に基づき命令を発する。命令が他のライヒ國務大臣の所管権限に抵触するときは、当該大臣と協調してこれを行う。林野長官は、本法により自らに与えられている個々の権限を下級の自然保護官庁に委譲することができる。

(3) いずれの官庁を本法にいう上級及び下級行政庁となすべきかにつき、ライヒ林野長官は、ラントの最上級官庁と協調してこれを定める。

第八条 自然保護局

(1) 各自然保護官庁は、専門的な審議のために自然保護局を設置する。自然保護局の一般的任務は、特に以下の点にある。

- (a) 郷土的自然の第一条に掲げられた部分の調査、学術的研究、継続的観察及び監視
- (b) 保護措置の確定、ないしは、自然記念物及びその他の維持に値する郷土的自然の現存部分を保護を関係者に提案すること

(c) 自然保護思想に対する一般の理解の促進

(2) ライヒ自然保護局は、自然保護のあらゆる問題につき、最上級の自然保護官庁に助言し、他の自然保護局の統一的な活動に配慮しなければならない。国際的な自然保護においてドイツの利益を代表し、また狩猟禁止鳥類に關して足環措置を監視することもその任務に属する。

(3) ライヒ自然保護局の任務は、同局の設置まで、プロイセンの国家自然記念物育成局に委任される。

第九条 自然保護局の設置

(1) ライヒ自然保護局は、最上級自然保護官庁の直接の監督を受ける。その構成及び指導部は最上級の自然保護官

庁により決定される。

(2) その他の自然保護局の構成及び指導部は、最上級の次に位置する自然保護官庁により、当該自然保護局の意見聴取の後に決定される。

第一〇条 自然保護審議会

自然保護審議会は、ライヒ自然保護局を補佐し、審議会の委員は、最上級自然保護官庁がこれを任命する。

第三章 植物及び動物の保護

第一条

- (1) 最上級自然保護官庁は、ライヒ全域またはその一部に対し、第二条に基づく命令を発することができる。そのような命令によってはいかなる種類の支出も要求することはできないが、当該所勇者に重大な損失が生ずるのでない限り、保護・維持措置を受忍する義務を課することができる。
- (2) 発せられた命令は、他に規定のない限り、何人に対しても適用される。
- (3) 命令の実施は、自然保護官庁及びその権限の委任を受けた官庁の義務である。

第四章 自然記念物及び自然保護地域

第一二条 登録簿の作成

- (1) 自然記念物の職権による登録簿(自然記念物台帳 *Naturdenkmälerbuch*)は、下級自然保護官庁に備えられる。本登録簿への登録により、これに記載された対象及び土地部分は本法の保護を受ける。
- (2) 自然保護地域の職権による登録簿(ライヒ自然保護台帳)は、第一八条の規定を条件として、最上級自然保護官庁に備えられる。本登録簿への登録により、これに記載され、附属の地図において区画された土地は、本法の

保護を受ける。

第一三条 登録

(1) 状況によりその確保上必要とされる周辺地域を含む、自然記念物の自然記念物台帳への登録は、下級自然保護官庁が、所轄の自然保護局からの提案により、またはその意見を聴取した後に、これを行う。登録処分は当たつては、上級の自然保護官庁の同意を必要とする。

(2) ライヒ自然保護台帳への自然保護地域の登録は、最上級自然保護官庁が、ライヒ自然保護局の提案により、またはその意見を聴取した後、これを行う。

第一四条 抹消

(1) 自然記念物の登録抹消は、申請または職権により、登録を所管する官庁が自然保護局の意見を聴取した後、これを行う。抹消に対し意義の申し立てのあるときは、上級自然保護官庁が、同庁の自然保護局の意見を聴取した後、これを定める。

(2) 自然保護地域の登録は、申請または職権により、最上級自然保護官庁がライヒ自然保護局の意見を聴取した後、抹消することができる。

第一五条 保護・維持措置

(1) 登録された自然記念物に対する特別の保護・維持措置は、下級の自然保護官庁の命令により定められる。自然保護地域には、各々特別の規定が適用されるものとし、最上級自然保護官庁またはその同意を得た上級自然保護官庁が、この規定を定める。

(2) 土地に対する所有権者、占有権者、相続権・建築権・用益権を有するもの及び土地になんらかの権利を有するものは、所轄の自然保護官庁の命令に従い、必要な保護・維持措置を受忍しなければならない。措置の実施は、必要な場合には警察による強制により遂行される。必要な保護・維持措置を自らの負担により行うことは、所有権者またはその他の利害関係者の任意に委ねられる。

(3) 自然記念物の所有、占有、または用益により、第三者に対する請求権が存在するかもしくは発生する場合、当

該権利者がその行使の意思をもたず、またはその権利の行使を不当に遲滞させるときは、かかる請求権は、所轄の自然保護官庁が主張することができる。当該権利者は、自然保護官庁の承認なしにこの請求権を行使する権限を持たない。

第二六条 変更の禁止

(1) 登録された自然記念物を、所轄の自然保護官庁の承認なしに除去し、破壊し、もしくは変更することは禁じられる。このことはその保護されている周辺地域にも当てはまる。

(2) 登録された自然保護地域においては、第一五条一項により個別に発せられる特別規定、及び従来の利用形態に反することがなくても、最上級自然保護官庁の許可なく変更することは、禁じられる。

第二七条 調査および暫定的保護

(1) 自然保護官庁及び自然保護局、並びにそれらの受任者は、第一条に定める対象の確認、研究または維持に資するため、調査の目的を持ってする土地の立ち入りが認められる。

(2) 立ち入りの受忍は、必要な場合には警察力の強制を伴うことができる。

(3) 自然保護官庁は、自然記念物、自然保護地域またはその他の景観部分の、暫定的保護として、変更または除去の開始または継続を禁止、必要な場合には、これを阻止する権限を有する。

第二八条 ライヒ自然保護地域

(1) ライヒ林野長官は、所轄の國務大臣と協議し、第四条の規定に該当する帝国所有のまたは公有の土地を命令により、ライヒ自然保護地域に宣言することができる。

(2) ライヒ自然保護地域に囲繞されまたはこれに隣接する土地が、自然保護の目的にとつて必要である場合には、取用することができる。

(3) 第二項により必要とされる土地の調達を確保するため、及びそれに関連して必要となる移住のための土地調達を実施するために、ライヒ林野庁内にライヒ土地調達局を設置する。ライヒ土地調達局長は、ライヒ食料・農業大臣と協議の上ライヒ林野長官により任命され、解任される。

(4) 土地調達及び移住については、ライヒ収用法の施行まで、「一九三五年三月二九日、国防軍の目的のための土地調達に関する法律 (RGBl. S. 467)」の規定を準用する。

第五章 景観像の育成

第一九条 景観部分の保護

(1) 最上級自然保護官庁及びその授權を受けた上級または下級の自然保護官庁は、所轄の官庁と協調のうえ、第五条にいう命令を発することができる。

(2) 命令は、景観を破壊し、自然を害し、または自然の享受を阻害する変更が景観に加わらないために必要となる限り、景観そのものを対象とすることができる。

第二〇条 自然保護官庁の関与

ライヒ、国及び地方自治体はすべて、野外景観に重大な変更をもたらす可能性のある措置または計画を承認する前に、所轄の自然保護官庁を適宜関与させる義務を負う。

第六章 罰則

第二一条 可罰行為

(1) 故意により、自然記念物及び自然保護地域の維持のために第一六条に定められた禁止事項、または

(a) 植物及び動物の保護のための第一一条一項一文

(b) 自然保護地域に関する第一五条一項二文

(c) 景観部分の保護のための第一九条一項

の各規定に基づき、最上級自然保護官庁の発した命令に違反した者は、二年以下の軽懲役、または罰金もしくは拘留に

処せられる。

(2) 過失により、第一項の禁止事項または命令、もしくはは

(a) 自然記念物または自然保護地域に関する第一五条一項

(b) 景観部分の保護のための第一九条一項

の規定に基づき、上級または下級の自然保護官庁が、一般的にまたは個別に発した命令に違反した者は、一五〇ライヒスマルク以下の罰金または拘留に処せられる。

第二二条 没収

(1) 処罰のほかに、対象物が当該行為者の所有に属するか否かに関わらず、当該行為により獲られた可動対象物につき没収を命ずることができる。

(2) 何人も訴追され、刑の言い渡しを受けることがあり得ない場合であっても、他に没収の要件が存在する場合には、独立して没収を命ずることができる。

第七章 終末規定及び経過規定

第二三条 自然保護事件における手続

本法または施行規則により自然保護官庁に委譲されている自然保護事件における手続及び不服申し立ての手続 *Beschwerdeweg* は、行政命令において規律される。

第二四条 補償なき権利制限

本法、及び本法に加えて施行された移行規定、実施規定、及び補足規定に基づき行われる適法な措置は、補償請求権の根拠とはならない。

第二五条 手数料及び土地税

(1) 自然保護の実施のためのあらゆる手続と事務は、手数料と印紙税を免除する。

ドイツにおける自然保護・景観育成の歴史的発展過程と法 (北山)

(2) 自然保護の理由から利用できず、収益の獲られない土地は、土地税を免れる。

第二六条 本法の実施

ライヒ林野長官は、関係各ライヒ國務大臣と協議の上、自然保護対象のライヒへの移行のため、ならびに本法の実施及び補足のために必要な規定を施行する。

第二七条 本法の施行

(1) 第一条乃至第六条、第二四条乃至第二六条の規定は、本法の公布の翌日から施行する。

(2) その他の規定については本法は、一九三五年一〇月一日に施行する。同時に以下のものは効力を失う。

(a) 一九〇八年五月三〇日の法律 (RGBl. 317) の文言における一八八八年三月二二日の、「鳥類保護に関するライヒ法 (RGBl. 111) 」

(b) 動物及び植物保護並びに自然保護に関するすべてのラント法

(3) 従来のラント法に基づいて発せられた個別の命令は、明示の廃止までその効力を有する。

ベルリン、一九三五年六月二六日

以上

自然保護地域における管轄に関する告示 (Erlaß über die Zuständigkeit auf dem Gebiete des Naturschutzes, vom

26. Juni 1935, in: Reichsgesetzblatt 1935 Teil I, Nr 68, s. 826.)

自然保護地域における法的基礎と管轄の統一のために、

一 自然保護と自然記念物育成の事務は、ライヒ及びプロイセンの内務大臣、及び學術、教育、國民教育大臣から、

二 鳥類保護の事務は、ライヒ及びプロイセンの食糧、農業大臣から、

ライヒ林野長官に移管される。

移行のための詳細は、上記の諸大臣が相互に協議の上、これを定める。

以上

（一九九〇年五月八日脱稿）
*本稿は、一九八八・八九年度早稲田大学特定課題研究（共同）補助による「人間の生存と自然保護——比較法的研究」の一部である。